

平成24年12月 川棚町議会定例会会議録 (第1日目)

平成24年12月11日火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井	達己
2番	竹村	一義
3番	福田	徹
4番	堀田	一徳
5番	三岳	昇
6番	毛利	喜信
7番	田崎	一幸
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	朝長	敏
11番	小田	成実
12番	田口	一信
13番	森田	宏
14番	久保田	和惠
15番	山口	隆
16番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

議 **長** ご起立願います。おはようございます。

議 **長** ただいまから平成24年12月川棚町定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議 **長** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、竹村一義議員及び福田徹議員を指名します。

議 **長** 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から12月18日までの8日間にしたいと思いますが異議ありませんか。

「な　　し」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間と決定しました。なお、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

議 **長** 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る11月9日、県庁において中村知事に対し、町村議会議長会及び離島振興市町村議会議長会で、平成25年度県政に対する要望を行いました。本町に関するものは、「地域高規格道路東彼杵道路の計画路線指定について」と「川棚港の環境整備事業の埋立地整備促進について」を要望致しております。

次に、去る11月14日に県選出国會議員への陳情を国會議員会館會議室にて行っております。本町分として、「地域高規格道路東彼杵道路の計画路線の指定について」を要望致しております。その後、第56回町村議会議長全国大会が「真の分権型社会の実現を目指して」と題して開催をされました。宣言文の採択と「東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議」「真の分権型社会の実現に関する特別決議」「町村税財源の充実強化に関する特別決議」等と、要望及び各地区要望を確認、決定を致しました。なお、要望

の内容と宣言文については、議員におかれましてはお手元に配布しておりますので、後ほどご一読下さい。

その他の諸報告については、お手元に配布した議長諸報告が、9月定例会以降、主に私が出席した会議であります。その他、お手元に配布しておりますとおり、監査委員から9月分、10月分、11月分の例月出納検査の結果に関する報告書が提出をされておりますので、ご一読願います。

議員の研修報告については、お手元に配布しましたとおりそれぞれの議員から提出をされておりますので、これもご一読願います。

以上で、私からの報告を終わります。

議 長 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町 長 皆様、おはようございます。

本日は、平成24年川棚町議会12月定例会を召集致しましたところ、議員の皆様方におかれましてはご健勝にてご出席をいただき、定刻開会をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、町政功労者及びスポーツ特別賞の表彰についてでございます。本町では、議員皆様方もご承知のように、毎年、町政施行日にあたる11月3日に、長年にわたり町政の発展や住民福祉の増進、産業文化の発展向上などにご尽力いただいた方のご功績をたたえ、町政功労者表彰式が行われているところでございます。

今年の功労者につきましては、広報かわたな12月号にご紹介をしたところでございますが、自治功労として湯本政美様、玉川文雄様の2名が、交通安全功労として浪江秋則様が、産業功労として吉崎忠敏様、後瀬祐利様、喜々津昭様がめでたく受賞されたところでございます。受賞者の皆様には、改めて心から御祝いを申し上げます。

また、今回からスポーツ特別賞の表彰式も合わせて行ったところであります。このスポーツ特別賞につきましては、これまでスポーツにおいて優秀な成績を収められました皆様を表彰する規定がございませんでしたので、新たに制定されましたスポーツ基本法第20条の規定に基づきまして、本町においても平成24年4月1日付けで川棚町スポーツ表彰規則を制定し実施をしたところでござ

ざいます。表彰の種類と致しましては、全国規模の大会で優秀な成績を収めた者を川棚町スポーツ賞として、全国大会で優勝した者、国際大会に参加をした者、日本記録の更新をした者を川棚町スポーツ特別賞として、個人または団体を表彰することにいたしましたのでございます。

今回、このスポーツ特別賞を受賞されたのが、長崎県代表として第67回国民体育大会岐阜清流国体のソフトボール競技少年男子の部で優勝されました長崎県立佐世保西高等学校の上百津にお住まいの吉田尚央選手と、長崎県立大村工業高等学校の惣津にお住まいの尾崎貴成選手の2名と、同じく長崎県代表として岐阜清流国体バレーボール競技女子の部において優勝されました九州文化学園高等学校の西白石にお住まいの末次歩選手でございます。なお、吉田尚央選手は、平成24年度全国高等学校総合体育大会のソフトボール競技大会でも優勝をされております。その他、第12回全日本中学生男女ソフトボール大会で優勝されました長崎KSCの選手11名の方を表彰したところでございます。今後も、スポーツの振興に引き続き力を注いで参ります。

次に、全国和牛能力共進会についてでございます。第10回全国和牛能力共進会が、去る10月25日から29日までの5日間、ハウステンボスを主会場に開催をされたところでございます。この大会の川棚町からの出場者につきましては、9月の行政報告で申し上げ、町政功労者の表彰を行ったところでございますが、本町から出品された3人の方が全員入賞を飾るという快挙を遂げられたところでございます。この全国和牛能力共進会は、和牛のオリンピックと言われておりまして、5年に1度全国の優秀な和牛を一堂に集めて優劣を競う大会であり、雄牛、雌牛の改良の成果を競う種牛の部と、肉質を競う肉牛の部に各道府県から選抜された480頭が出品をされたところでございます。そして、この共進会の審査結果が和牛のブランド化に大きく影響することから、各道府県の威信をかけた非常に重要な大会と位置づけられております。

今回、本町からは6区、高等登録群の部で吉崎忠敏さんが優等賞10席を、7区、総合評価群の部で後瀬祐利さんが優等賞3席を、第8区、若雄後代検定牛群で喜々津昭さんが優等賞主席を、さらに肉牛全体の部で内閣総理大臣賞を受賞されるなど、川棚町の名前を全国に広げていただいたところでございます。これらの結果から、本町は肉牛生産部門での日本一の和牛の産地の称号を得たところであり、今後はこれまでどおりの肉牛生産振興にかかる助成に加え、川

棚産肉用牛としての販売はもとより、他の特産物を含め、また観光施設なども合わせて川棚町を売り出すための流通物産振興対策施策の展開を行っていききたいと、このように考えているところでございます。

次に、新公共交通システムについてでございます。新公共交通システムの導入につきましては、第5次川棚町総合計画に定める快適で安全な暮らしを支えるまちづくりの一環として交通ネットワークの整備の施策として位置づけ、これまで取り組んできたところでございます。

これまでの経過を申し上げますと、平成23年12月に専門コンサルの財団法人長崎総合研究所と委託契約を締結し、町民アンケートを実施致しまして、その結果を受け内部組織であります川棚町生活交通維持対策協議会において、乗り合いタクシー方式や、マイクロバス方式、タクシー助成制度等について検討を行ってきております。そして、実証実験につきましては、乗り合いタクシー方式がマイクロバス方式より路線の小回りがきくこと、また財政的な負担が低いことなどから、本格運行への展開もスムーズにいくとのコンサルタント会社からの助言を受け、乗り合いタクシー方式とすることで決定し、定期バス路線の運行会社であります西肥バス株式会社と、町内2社のタクシー事業者と協議を行ってきたところでございます。しかし、その事業者との協議の中で、乗り合いタクシーとした場合の問題点と致しまして、主に4つのことが出てまいりました。

まず、民間事業を圧迫しないようにとの観点から、限られた路線や運行回数となること。

二つ目が、サービス提供が路線沿線で、タクシーの駐車場まで歩ける半径500メートル程度に限られること。

三つ目が、最も利用すると考えられる朝方の時間帯の運行が厳しいこと。

四つ目に、タクシー事業者がバス事業者と同じ一般乗り合い旅客自動車運送事業者の免許を新たに取得すべき制度となることから、タクシー事業者の事務的負担や運行責任者配置の人的負担が伴い、タクシー事業者の経営負担につながることなどの課題が明らかとなり、高齢者等の移動に関して、全町的な展開ができないことや、本町の地理的条件やバス路線との競合により運行は困難であると判断をしたところでございます。このように課題、問題点が判明致しましたので、乗り合いタクシー方式の実証実験については中止をしたところでご

ございます。

このようなことから、当該予算につきましては減額することで本定例会に補正予算を計上するところでございます。なお、今後につきましては、高齢者タクシー助成制度を進めることで新年度からの実施に向けて検討しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案は、平成24年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算4件のほか、条例制定2件、条例の一部改正8件、条例の廃止1件、規約の一部を変更する規約1件、町有財産の無償譲渡1件でございます。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。ありがとうございます。

議 _____ **長** これで行政報告を終わります。

議 _____ **長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は6人であります。これから、通告順に質問を許可します。それでは堀田一徳議員から発言を許します。

4 番 堀 田 おはようございます。4番、堀田一徳です。通告文に従い質問をさせていただきます。

先程、行政報告の中でありましたが、この度、第10回全国和牛能力共進会におきまして、本町の3名の方々が受賞されました。ご本人、ご家族のお喜びはもとより、私たちにとりましても嬉しい限りでございます。本当におめでとうございました。これを機会に本町の農業、経済発展の起爆剤になればと思います。それでは質問をさせていただきます。

農業者に対する支援策についてでございます。農業を取り巻く状況は、担い手不足、営農者の高齢化や農産物の自由化による価格低迷、地域間競争など、極めて厳しい状況におかれています。生産物の販売価格は低迷している中、原油高騰による肥料、農薬、資材、燃料等の経費が上がり、農業経営を圧迫しています。このため規模拡大、新たなチャレンジなど、積極的に取り組めない状況と聞きます。負担軽減のため、がんばる農家支援として、三点の支援育成ができないか尋ねます。

一つ、みかん、トマト、いちご栽培のハウス農家は、冬期、重油で温度を上

げて消費者に喜ばれるよう安心、安全、高品質の生産品を栽培されており、原油高騰以来、重油購入費が面積にもよりますが200万円以上かかり、経営を圧迫をしております。購入費の一部助成ができないか尋ねます。

二番、本町のみかん、トマト、いちご、アスパラガス、肉用牛等の特産品を生産している農家は、絶え間ない努力により市場や消費者に浸透して、高い評価や人気も築かれてきています。特産品を生産している農家への支援育成にどう取り組んでいるのか尋ねます。

三番、高齢化や人手不足など、農家を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。その一方で、農に対する関心も高まっています。農作業を希望する町民を対象に、農業ヘルパーを募り、町内の人手不足に悩む農家の労働力を補い、魅力的な農業にしていくため、農家の年中無休を解消し、管理作業の代行による農業ヘルパー制度を設ける考えはないか尋ねます。

次に、長崎和牛によるイベントについて。

この度の第10回全国和牛能力共進会において、本町の肥育農家が生産した黒毛和牛が日本一に輝きました。オレイン酸を脂肪に55%含み、悪玉コレステロールを減らす効果があるといわれている牛肉を使って、本町の観光の特産品をPRするため、毎年、長崎和牛を使ったイベントを開催する考えはないか尋ねます。

町長 ただいま堀田議員からは二点質問いただきましたので、それぞれお答え致します。

まず農業者に対する支援策について、三点についてお尋ねいただきましたのでお答え致します。

まず、①のハウス農家の重油購入時の一部助成ができないかとの質問でございますが、本町では重油価格の高騰に対する燃油の価格上昇に対する対策として、現在までハウスの二重被覆の設置にかかる資材費の助成、ハウス内への保温シートにかかる資材費の助成、さらに熱効率の高い燃料噴射ノズルへの取替など、省エネ対策に対しまして助成を実施してきております。トマトやハウスみかんなどのハウス栽培農家では、冬期の加温に膨大な量の重油を使用し、経営に影響を与えているということは、私も認識を致しておりますが、より一層の省エネ対策を実施をしていただき、それに対する助成を今後も継続していきたいと、このように考えております。したがって、直接的に重油等の燃油

の購入費の一部を助成する考えはございません。

②の本町の特産品を生産している農家の支援、育成にどう取り組んでいるかとの質問でございますが、本町の農業は果樹、肉用牛、トマト、いちご、柿及び水稻を基幹作目に、アスパラ、玉ねぎ等を組み合わせた複合経営が多く、その中でも水稻、みかん、肉用牛、トマト、いちご、アスパラ、玉ねぎを振興作物として重点的に振興しており、生産の拡大、維持にかかる生産振興を実施をしているところであります。具体的な内容等は予算及び決算時に説明をしておりますので、詳細な説明はここでは省略したいと思います。

次に③の魅力的な農業にするため、農家の年中無休を解消し、管理作業の代行による農業ヘルパー制度を設ける考えはないかのご質問でございますが、まずどのようなかたちでのヘルパー制度を議員がイメージされているのかはよく分かりませんが、町でヘルパー制度を設置、構築し運営することは考えてはおりません。確かに、地域農業は販売価格の伸び悩みや生産資材の高騰など、多くの問題を抱えておりまして、とりわけ高齢化による担い手の減少は深刻な状況であるということは、私も承知を致しております。議員がおっしゃるように年中無休を解消し、魅力的な農業をということとは若干違いますが、産地を維持強化するため、すでに雇用労働力を活用している農家の規模拡大のみならず、担い手の労力不足を支援することは重要な課題であると、このように思っております。そこで、長崎県では平成21年度から23年度まで、緊急雇用対策基金事業で長崎農援隊設置事業に取り組んでいただきましたが、引き続き課題の解消のため、地域における担い手農家の雇成型経営と高齢農家の労力不足を支援し、産地強化につなげる仕組みづくりは必要であることから、その後継事業として長崎県央農協他関係市町村で、県央地域労力支援システムの構築を検討してきており、今回、県央農協を、いわゆる優良職業紹介所としたシステムを構築し、農協での事業が近々開始される予定となっております。このシステムが実際運用段階に入ると、農協での斡旋ができますので、この事業の活用をお願いしたいと、このように考えているところでございます。

次に、長崎和牛によるイベントについてということで、本町の観光と特産品をPRするために、毎年、長崎和牛を使ったイベントを開催する考えはないかということでございますが、新たに長崎和牛を使ったイベントを開催することは考えておりませんが、全国和牛能力共進会に本町から出品された牛が日本一

に輝くなど、優秀な成績を収められましたので、川棚産和牛を含めた特産品をPRする絶好の機会だと判断を致しておりますので、この機会を逃すことなく、今後既存のイベント等に合わせて行うことができないか、内容等について関係機関を含めて、現在、協議検討をしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

4 番 堀 田 ただいま町長の答弁にありましたように、確かに言われた一番のですね、エコに対する助成、そういったことでは確かに予算の中で、24年度の予算の中で、今回は124万円の助成が、確かにできております。確かにあの、農業政策にしては、年間の予算として5,600万円の予算が計上されております。そういった中で、確かに農業者に対しての補助的なものは町としてはだいぶ良い方ではないかと思っておりますけど、やはりあの農家にしてみますと、大変厳しい問題があるわけでございます。確かにあの、重油に対しての助成は、過去に原油がひどく高騰した時に、いくらかあったと思っておりますけど、最近もまた重油が高騰しておりまして、大変、経営が圧迫を致しております。そういう中で、エコの方で内部の被覆などが助成されているということですので、何とかできないかと思うんですけど、それはちょっと今の情勢では無理かと思えます。

次に、この特産品ですけど、小串トマト、あるいはいちご、みかん、水稻、本町の特産と言われる今回の牛肉ですね、それぞれの団体に対して、いろいろな補助あたりをされていると思うんですけど、なんかこう見えてこないような感じがするわけですけど、その何と言いますかね、もっとこう一つの団体、団体に対して補助ができないかですね。皆さん方の意見を確かに聞いていらっしゃるんだろうと思っておりますけど、もう少し、例えばですね、そのハウスビニールあたりの更新にかかる経費、あるいは種苗、そういったものの経費、あるいはいろいろなハウスあたり、そういった土を入れ替える客土、そういったところまでですね、このそういう団体あるいは、その量より質、今あの、水稻に関しては共済制度があります。その他にも価格に対しての制度はあります。しかし、質に対する、そういった向上に対する補助というのはないわけですね。だからそういった今言ったものに対しても考えてもよろしいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

町 長 お答え致します。まず、最初の重油に対する助成についてはご理

解をいただいたんだろうと思うわけですが、重油の高騰に対する影響というのは、農業だけではなくして、いろんな生産資材にも影響を与えておりますので、農業だけ直接重油に助成をするということは問題あるかということで先程の答弁とさせていただきます。これについてはご理解をいただいたのではないかと思います。

次に、二つ目の質問の意味がよく分かりませんでした。質に対する助成をというような話でありましたけれども、実は議員から団体に対する助成、部会に対する助成ということで質問があったようですが、実は私は、いろんな機会に町民の皆さん方と対話をして、そしてその意見を参考にしながら行政を進めていきたいと考えておりました、当然、農業関係者の部会との意見交換もさせていただいております。そういう中で、予算編成をする時期になりますと、当然、部会との意見交換をさせていただきまして、その中での要望等を予算に反映するというようにしております、十分ではないかもしれませんが、一定の理解を得て、そういった行政を進めておるところでございます。そういったことで、ぜひご理解をいただきたいと思うわけですが、その質に対する助成ということの、ちょっと意味が分かりませんでしたので、再度、ご質問をお願い致します。

4 番 堀 田 質というのは、確かに秀、優、良というふうな段階的なことがあります。確かにあの、水稻に関して言えば共済制度があるんですけど、あれは量に対しての減収の分だけで、品質的なことではないわけですね。だからあの、例えば水稻の場合は虫等でやられたときに、ある程度、量があると共済金は出ないわけですね。しかし、その中の品質的なものは、大変こう落ちるわけです。そういう中での品質的なものに対しての、例えば一等米って本来はいくんですけど、実質的には虫に被害にあった中で三等米、そういったところに落ちていくわけですね。そうするとなかなか、本当は反収15万円ぐらいあるやつが、実質的には7万円とか8万円とかの収入ぐらいしかないわけですね。それと野菜等も秀品ばかりずっと出しますと、言い訳ですけど、なかなか病気等になったときには、あるいはその成育不足と言いますかね、そういった中で管理を当たり前にした中での成育不足になったときに質が下がった場合、どうしても価格に反映をしてくるということで、そういった中での質のあれになったときに、いくらかのそういった保険ですね、そういった保険みたいな助成みたいなのがあればと思いますけど、確かにJAあたりでも質に関するあれは今

のところはないと思うんですね。検討課題だろうと思うんですけど、やはり考えてもよろしいんじゃないかと思います。そういう中でしたときには、財源をどうするかというふうなかつこうになると思うんですけど、そういった中でいくらかその考えていってもよろしいんじゃないかと思います。

それで、次に良いですか。こういった特産品農家に支援、そういった強化をすることによってですね、本町の農業がだいぶ発展すると思うんですね。この町の基本計画あたりに、農林業の振興ということで載っているわけですけど、その特産品あたりを重点的にしますとか、そういったことのあれは書いてないわけですね。ただ、生産農家の組織強化を図るとのことだけしか書いておりません。本町のこういった農林業の振興に関して、3ページぐらいしかないわけですね。本来なら、農林業の振興というのは、もっと詳しく載せるべきと思うんですけど、大まかなことだけしか書いてないわけですね。もうちょっと詳しく、川棚町の農林業の振興というのをしてもいいんじゃないかと思いますが、そのへんはどうでしょうか。

議 _____ **長** 堀田議員、質問を一つずつ、一問一答ですから、一つずつ整理をして、論点を絞って進めてください。今は質について、もう少し詳しくということでしたから、基本構想というのは別枠になります。そのへん整理して質問をしてください。

町 _____ **長** まずあの、前段の質についてのことでございますが、少し意味が分かりました。今、議員は水稻の共済を例えられて質問があったわけですが、これは共済制度の保障のあり方が問題でありますので、その保障のあり方に対して、質に対しての共済が出ないから、それを町で負担をせると、そういうことにはならないというふうに基本的には思います。またあの、いわゆるトマトとかみかんとか、優秀な、いわゆる秀とか優とか、そういった優れた作物が生産されるように町はそれなりの助成をしているわけでございますので、例えばそれが4等級まできたから4等級に対して価格の補填をするとか、そういった理屈にはならないのではないかと、このように思います。

それから農業振興についての、いわゆる基本計画について触れられましたが、おっしゃるように98ページから101ページまでで、3、4ページにとどめております。この基本計画というのは、あくまでも基本的な方針を定めているわけでございますので、ここに具体的にいろいろ書くべきではないと思います。

これについては、毎年の予算に計上して、そして議員の皆様方にご審議をいただいで、進めておりますので、そういったことをご理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

4 番 堀 田 確かにあの、この振興、この本町の農林業の振興ですね、確かに詳しいことはそういった予算の中で聞いておる訳ですけど、私がまだそのへんまで調べていないのか分かりませんが、その農林業の、その農業ですね、そういった詳しい説明の冊子みたいなものは町では用意はされているんですかね。そういった内容が詳しく、こういった例えば牛肉はこういった振興をするとか、小串トマトはこういうふうな振興をするとか、そういった計画書みたいな、町としての方向付けですね、そういった冊子みたいなものがあるんですかね。

町 長 例えば、肉用牛振興についても、川棚町肉用牛生産近代化計画書というようなものがありまして、当然、そういったものは作りまして、その計画書に沿って事業を進めているわけでございます。詳しくは、担当課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願い致します。

産業振興課長 それぞれの計画なんですが、基本的にはですね、農業振興協議会というところで検討しまして、川棚町の農業振興推進方策というのを年度ごとに策定をして、それを目標として推進していくということにしております。項目は土作りの推進、土地の高度利用、農業機械の有効利用など、8項目程度ありまして、その中で肉用牛についてはですね、出荷時の体重を800kgとかですね、枝肉の歩留まりを63%とか、枝肉重量が500kg以上、上物率を70%以上にするというような、そういった具体的な計画を作っておりますね、それに基づいた振興、生産振興が主になるんですが、そういったかたちで振興をしております。以上です。

4 番 堀 田 確かに振興はされていると思うんですけど、そういったデータあたりが、さっき言いましたように、こういった冊子みたいなところでずっと本町のこういった方向にいくとか、農業はこういうふう、本町はこういうふうに進めていってますよというような冊子ですね、それとか、いろんな事業仕分けみたいなものがあると思うんですけど、そういう中の事業報告とか、そういったものはずっと私達が見られるようなデータとして出していらっしゃるんですか。

議 長 堀田議員。少し通告文から外れているように思いますので、基本に基づいて進めて下さい。

町 長 どう答えましょうか。先程言いましたように、具体的な計画書を持って行政は進めております。そういった中で、より具体的には予算に計上して、そして議員各位に説明をして、そして毎年度決算報告をさせていただいております。そういった中で、その経過あるいは成果についてはご理解をいただいているのではないかと思います。議員が冊子があるかどうかということの質問なんですが、どういったものをイメージされているのか分かりませんので、もう一度それについての再質問をお願い致します。

4 番 堀 田 冊子というのはですね、いろいろな何と言いますかね、農業の方のいろんな状況に応じて、こういうふうな計画であって、こういう予算があって、こういうのがあるというのを私達議員が見るんじゃないなくて、町の生産農家の人達が十分見られるような冊子と言いますかね、農業計画書と言いますか、農業振興策と言いますか、誰が見ても川棚町の農業はこういうふうな方向に進んでいるなというふうな、そういうふうな冊子ですね。よその町村あたりはそういうのがあるんですね。振興計画書の中にべらっと書いてあるわけですね。そういうのが川棚町にはあまりないわけですね。だからそういうのを作ってほしいかなと、もしあるようでしたらお願いしたいと思います。

議 長 堀田議員、振興計画とか、そういう冊子についてはですね、通告に載っていないので、当然、答弁も十分できないと思いますし、少し通告から出ていますから、これ以上、答弁は求めますけれども、議論してもかみ合わないで、改めてもう少し詳しく具体例を出しながら質問されるということも必要ではないかと思えます。

町 長 先程、担当課長からも申しあげましたように、本町の農業行政を推進する中にあたっては、一つには認定農業者の会であるとか、あるいは川棚町農業振興協議会、そういった会の皆様方の意見を聞いて、そして推進をしているわけでございます。その中で振興方策も定めておりまして、先程、課長が言いますように、土作りの推進からずっと项目的に掲げておりまして、そういったものを基本として進めております。さらに肉用牛につきましては、近代化計画書を今年の1月に定めておりまして、それに基づいて推進をしておりますので、ぜひ議員も、もしこれを必要とされるのであれば後でお渡しを致します

ので、よろしくご理解いただきたいと思います。

4 番 堀 田 はい分かりました。

続きまして、農業ヘルパーの件ですけど、これはですね、牛農家、肥育農家ですね、肥育農家の方がやはり経営をされていて、ご主人とか、息子さんとか、お嫁さんで経営をされていると思いますけど、そういった中で、ご主人、息子さんあたりがどうしても仕事の所用とかでおられない時にですね、お嫁さんの方に負担がかかるわけですね。そういった中で、町民の方々に農業に興味を持っている人を農業ヘルパーとして登録をしてですね、そして研修期間をして、それからそういった雇用を希望する農家の方に派遣をするっていうかですね、そういう登録をしてもらう制度と言いますか、管理作業の代行をしてもらうというふうな制度ということになるわけですけど、先程おっしゃいましたように、確かに県では援農隊という制度がありまして、県の方がお金を出して農家の方は負担がいらぬということ、大変助かった経緯があるわけですけど、実質的にはそれは2年か3年ぐらいで、たぶん終わったと思います。そういった制度あたりをですね、もっとやっぱり川棚町でも書いておりますように、町民を対象に農業の手助けをしたいという制度を町の方で考えていただいて、これは確かにJAの方が事業主体になるかと思いますが、そういった中でいくらかの援助をしながら、やはりあの、しながらして行ってですね、農業をしなくても農業の応援力にはなるかと思うんですね。確かにシルバーがありますけど、やはりシルバーよりも、より専門的なそういった農業に対する人をですね派遣する、その派遣する元の事務局あたりを町で登録してから希望する農家に派遣をするという制度でございます。それであの、かなり農家の今の現状を考えますと、大変負担が重いわけですね。そういった中で、ヘルパーの利用に対して補助あたりを考えていただければと思います。そういうことで、農業ヘルパー制度の登録の方をですね、町の方で事務局としてやってほしいということです。

町 長 ただいまの質問にお答え致します。まず、議員がおっしゃった、いわゆる援農制度、これは国の緊急雇用対策事業の基金事業として2年間実施をされております。その後、こういった制度がやはり必要だということから、その後、先程ご答弁いたしましたように、基本地域動力支援システムの構築について関係者が協議を進めております。したがって、この制度が構築できれば町でそういったヘルパー事業を展開する必要はないのではないかと、この

ように私は理解しております。以上でございます。

4 番 堀 田 先程そういった事業があると、計画中ということですので、しかし、よその他市町村ではですね、援農センターみたいなところを一応、登録する事務所ですね、事務的なものは役場が一応して、それをさっき言いましたように町民の方に案内をして、そして利用を農家の方にしてもらおうということですね。若い人もやっぱり農業をしたい、あるいは農業に興味を持っている人もいらっしゃると思うんですよ。だからそういったその制度があるというなら、率先してですね、町の方も要するにJAの方に呼びかけていただいて、推し進めていってほしいと思います。

次にあの、長崎和牛のイベントについてでございますけど、先程の町長の答弁では和牛だけを使ったイベントはできないというふうなご答弁でございました。じゃあどうするかというと、今あの、本町にも大きな観光協会が主催するイベントが4つほどあるわけですね。そういう中で、5年間は日本一の牛ということで、川棚町は大いにアピールをしていくべきと思うんです。やはりあの、くじゃく祭り、夏の夏祭り、あるいは11月のわいわい祭り等が大きな行事としてあります。あるいは8月にかっちえて祭りもあります。そういう中で和牛を使った、要するに焼き肉、あるいはバーベキューそういったものを大いにいただいて、そして町民あるいは内外の人にも大いにアピールをしていくべきだと思うんですけど、そのへんはどうでしょうか。観光協会と一緒に進めていかれていいと思いますけど、町の方が率先して、そういうふうな後押しをしていただければいいかと思います。

町 長 先程お答え致しましたように、既存のイベントに合わせて、このPRをぜひしていきたいということで考えておまして、今あの、その内容等については関係機関等と協議を致しております。ぜひ議員がおっしゃるようなことでの展開ができるように努力をして参りたいと思います。

4 番 堀 田 確かにそういう答弁を前向きな答弁を聞いたわけですけど、まああの10月の共進会で日本一になりました。本来なら、12月2日のふるさと産業祭において、もっと牛肉をアピールしていただけるものと思っていたわけですけども、やはりイベントで牛肉をアピールすることになると、もっと今回のふるさと産業祭でアピールしてもよかったんじゃないかと思うわけですけど、そのへんはどうでしょうか。

町長 答え致します。ふるさと産業祭が12月2日に開催されましたので、共進会直後の祭りでありましたので、実は私もそういったことで日本一の和牛のPRができないか、非常に期待をしておりました。しかしあの、あのとき現場で議員とも話を致しましたように、残念ながら十分なPRができておりません。いろいろ状況等を調べてみましたら、担当の方で間に合わなかったということで非常に残念に思っておりますし、大変申し訳なかったという気が致しております。以上でございます。

4 番 堀 田 そういうことですね、今から先、そういったイベントに関して長崎和牛を大いに宣伝するためにですね、関係する機関等と合わせてですね、もっと長崎和牛を川棚町から日本一になった牛を出したというアピールをですね、もっとしていただきたいと思います。今、その直後のそういったイベントあたりで、そのぐらいでしたので、次回、一番早いのでくじゃく祭りがあるわけですけど、そういった中で使うか、使わないか、本当は観光協会と一緒にですねもっとアピールしていただければ、ここに書いておりますように特産品も、ちょうどくじゃく祭りの時には、いちご、アスパラ、小串トマト、あるわけですね。もっとそういった中で牛肉も含めて大いにアピールをして町長がおっしゃっていますように観光の活性化になっていくんじゃないかと思えますけど、そのへんはどうでしょうか。

町長 答え致します。アピールするためにも財源が必要でございます。今回の補正予算にですね、この関係の事業費を計上致しておりますので、その時にでももう少しご意見をいただきたいというふうに思います。くじゃく祭り等の話が出ましたけれども、くじゃく祭りは当然、来年度になりますので、これにつきましても新年度予算の中で十分議論をして、今議員がおっしゃるようなことでの取り組みができないか進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

4 番 堀 田 そういことでしたら、これからですね、いろいろ来年度、あるいは5年間は日本一の牛ということがありますのでですね、今からずっとあるイベントに対して、和牛あるいは川棚町の特産品をもっとアピールしていただければと思います。以上で終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、田口一信議員。

1 2 番 田 口 肉用牛の振興についてお伺い致します。

本年10月に佐世保市及び島原市で開催されました5年に1度の全国和牛能力共進会には、長崎県代表として本町から3戸の農家が出品され、肉用牛の部で、見事、優等賞一席、すなわち全国一を獲得され、合わせて内閣総理大臣賞を獲得されました。また、種牛、種牛の部でも高等登録群で優等賞10席、総合評価群で優等賞3席と優秀な成績を上げられました。本町の農業は、昔と比べると町内人口に占める農家人口の比重は大幅に小さくなっておりませんが、施設園芸、肉用牛など、土地を有効に活用した特化した作目において專業經營が確立されており、後継者確保もなされるなど、特色ある農業經營となっております。そこで本町の農業を支える重要な柱となっております肉用牛の振興について四点質問致します。

まず一点目、肉用牛振興に本町として取り組むことについて、その基本的考え方はどうかということです。これは県の農政との連携の中での本町の役割分担はどうかというふうな観点からになるかと思えます。県行政も農政全般に力を入れておりまして、特にこの肉用牛関係も力を入れております。五島や壱岐は繁殖牛、そしてこの東彼杵郡は肥育牛を中心として取り組まれてきておるわけでございます。長崎和牛というブランドも、全国で6番目に認定されたということですが、これも県の努力があったことと思えますし、そもそも今回の全国和牛能力共進会の誘致の取り組みも10数年前から力を入れて取り組んでいて、やっと今年の共進会の実現になったわけございまして、その中でこのような優秀な成績を収められたということは、非常に喜ばしいことだと思います。そういった県行政との連携の中で本町の役割分担をどのように考えて、どのように取り組んでいくのかという、その基本的考え方をお伺いしたいと思えます。

二点目ですが、全国一になったことを、広くアピールして肉用牛振興と消費の拡大につなげるために、町内に「和牛日本一の町かわたな」というような看

板を掲げてはどうかということです。日本一になったということは、単に一農家のことではなくて、この東彼杵郡地区の肥育農家の方々が協力しあって努力を重ねてこられた、その成果でもあると思います。そういったご努力に報いて、一層の努力をお願いすると、そういう意味も、この看板にはあると思いますが、いかがでございましょうか。

三点目、川棚町に行けばおいしい肉を安く買える。あるいは川棚町に行けばおいしい肉を食べられるというふうになることが本町の活性化につながるわけですから、本町内にそのようなモデルショップ的なものを作ってはどうかということでございます。これは以前から生産者の間では望まれていることです。5月の議会報告会の場でも、他の農産物を含めての話ですけれども、川棚町の特産物が川棚町内で手に入らないのではないかという意見も出ておりましたので、なんとか川棚町に行けばおいしい肉を安く買えて、安く食べられた。そういうような特色ある地域づくりを作ることが必要なのではないかと考えております。既存業者の協力を得ながら検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

四点目、牛を育てる農家の苦労と喜びを物語にした映画を作ってはどうかということでございます。先般、平戸市の薄香漁港に行って参りました。ここは今年の8月から11月まで、全国で上映されました高倉健主演、田中祐子や大滝秀治などが出演した映画、「あなたへ」のロケが行われたところでございます。ロケは昨年10月ごろ行われたようでございますけれども、その後、市によって薄香漁港への案内看板や駐車スペースなども整備されて、現在はボランティアのガイドさんが案内を努められておまして、結構この薄香漁港は観光客で賑わっておりました。映画というものは、そういう効果もあると思います。農業と観光を結びつけるということも考えどころの一つではないかと考えております。しかし、映画化すると一口に言っても、物語を作ったり脚本を作ったりというふうなことで、多くの人の協力がないと、なかなかその映画一本作るということは難しいことだと思っております。そこで、この問題につきましては、その業界で有名な本町出身の映画監督であります岩松了さんに相談するのが一番良いのではないかと考えております。そういうふうな取り組みをされてはどうかと思いますがいかがでしょうか。以上、四点お伺い致します。以上、一般質問致します。町長のご答弁をよろしくお願い致します。

町長 田口議員の肉用牛振興についての質問にお答え致します。

田口議員からは四点について質問をいただきましたので、そのうちのまず①でございますが、肉用牛生産は本町農業における基幹作目として位置づけておりまして、振興作目としてのその生産振興につきましても、従来から家畜診療所の運営補助など、産地形成、生産確保のために助成を行ってきております。現在は、先程堀田議員の質問にもお答え致しましたように、川棚町肉用牛生産近代化計画において、飼養頭数の目標を設定し、その実現のため、生産振興にかかる助成を行ってきておるところでございます。今までは、生産振興が主となっておりますが、今後は消費拡大等、流通対策が何かできないか、農協、生産団体、販売店などの関係機関と協議を致しまして検討していくことと致しております。

次に、②の全国一になったことをアピールして、畜産振興と消費拡大につなげるため、町内に和牛日本一の町かわたなという看板を掲げる考えはないかとのご質問でございますが、日本一の和牛産地かわたな町としてのアピールは、町の活性化のためにも必要と考えておりまして、すでに町のホームページで全国にその旨発信をしたところでございます。

看板の設置につきましても必要と考えており、今回の補正予算に一部事業費を計上しているところでございます。まずは、早急にできることから取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

③の件についてでございますが、町が主体となって町内にモデルショップを新たに作ることは極めて難しいと判断を致しております。今まで町内産肉牛は長崎和牛として統一した名前で流通し、主にこれまでは関西方面で販売をされていたようではありますが、近年、県内での流通も多くなってきており、今後も県内消費が増加するのではないかと、このように見込んでおります。しかし、先程申し上げましたように、今すべてが長崎和牛として流通販売されており、川棚産黒毛和牛としての、川棚町を全面に出した販売は極めて厳しいのではないかと思います。ただし、先程もお話がありましたように、今回、和牛能力共進会の結果を得たわけでありまして、これを景気に川棚産を売り出す機会と捉え、販売面では町内既存の販売店の協力を得て、川棚産和牛のPRができないかを検討しているところでございます。また、食の提供というところでは、現在ビーフグルメフェアを実施を致しておりますが、同じように町内の飲食店

の協力をいただき、さらに充実した川棚産和牛の取り組みができないかを検討していくことと致しております。

最後の④の牛を育てる農家の苦勞と喜びを映画化する考えはないかとのことでございますが、考えておりません。今、具体的に脚本家の岩松了さんにご相談してみたらどうかという話もいただきましたので、今後、検討してみたいと、このように考えております。以上でございます。

1 2 番田口 補足的にお伺い致します。その農業のそういった振興の為に、町としても目標設定などをして努力をされているということでございます。それで、この件について、一点だけですけれども、町に直接関係することとして、固定資産税のことがあるのかなと思っておりますが、おそらく牛舎などは農地でないんじゃないか、宅地になっているんじゃないかというふうに思うんですけれども、もしそうであれば評価をですね、農地として評価する方が、農家の方は負担が少なくて済むのではないかと思うんです。そういった方面も町としてはやってもらったらいかがかと思っておりますが、ちょっとそこらへんについてはいかがでございましょうか。

町長 課税の状況については税務課長から答弁をさせます。

税務課長 和牛の農舎についての評価のことをお尋ねだったろうかと思いますが、これについてはおっしゃるとおり、農舎についての評価については宅地の課税をしているものと理解をしております。以上です。

町長 今議員の方からは、そこでいわゆる農用地としての減免をしたらどうかということでの主旨の質問だったと思います。これにつきましては地方税法の定めがありますので、そういった税法に抵触しない範囲内で検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

1 2 番田口 二点目については、看板は検討なされるということでしたので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

それからこの川棚町内で、どのように手に入るかとか、食べられるかということですが、これはやはり他のその先程も言いましたように、議会報告会の場でもありました。川棚町の特産物と言いながらなかなかトマトにしても、なかなか町内で手に入らないのではないかというようなご意見がありました。産地というからには、そういったイメージというものも安く手に入る。安く食べられるという、そういうイメージというものも大事なのではないかというふ

うに私は思いますので、その何かそういったものが必要なんじゃないかなというふうなことを思っております。

例えば、波佐見の焼き物にしてもそうですね。波佐見焼きという焼き物があるのに、なかなか波佐見町内で買えないよというようなことがあってですね、だいぶ努力されて、ああいった陶芸の館とか、販売の機能を充実されてきたと思いますが、なんかそういうふうに川棚町の特産物を川棚町で手に入るよというようなやり方に持っていくのが必要なんではないかというようなことを思っております。ビーフグルメフェアでも、そういった提供がなされているということですが、一層、力を入れていくべきだと思います。ですから食べられるという意味ではですね、本当に腕の良いシェフがいるステーキレストランとか、そういったものがあつた方が良いのではないかなというふうなことを思いますので、そういうのを検討したらどうかと思いますし、もう一つ、私が肉というものについて思っているのではですね、ステーキにしても焼き肉にしても日本古来の食べ方ではないですよ。ステーキは洋食だし、焼き肉は朝鮮料理だし、日本古来の肉の食べ方というものが無い。なぜかという日本古来は肉を食べてこなかったからだろうと思うんですけど、まあすき焼きぐらいかなと、あるいはしゃぶしゃぶはどうなんでしょうか、純粋和食でしょうか。なんか、むしろ肉の食べ方そのものが特徴のある食べ方というものを開発できないのかなというふうなことを思ったりも致します。川棚町独特の食べ方というふうなもの、そういった食べ方そのものから検討して、川棚町に行ったら、こんなにおいしい肉を食べられるというようなことを作り出していく、発信していく、そういったことが必要なのではないかと思っておりますけれども、そこらへんについてはもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長 お答え致します。川棚に行けば肉が安く買える、あるいはおいしい肉が食べられるというような視点からの質問であると思いますが、例えば小串トマトが農林水産大臣賞を受けてから、かなり有名になりまして、そういった関係もございまして、新鮮市場に行きますと、なんと云いますかね、傷物と云いますか、そういったものがあつたんですが、これも現在では小串トマトを使ったドレッシングが開発をされまして、そういった関係もあつて、新鮮市場でそういったものさえ買えない状況になっております。

今回、川棚産の和牛が日本一になりました。そうなりますと、川棚産の和牛

が値段が上がりました、安く買えるということの逆の現象が発生をしております、これは困ったものだと思っております。そういう状況の中から、やはりおっしゃるように川棚町を売るためには、今議員がおっしゃったようなことも当然頭に入れながら協議をしていく必要があるかと思っております。そういったことで、現在、関係者等々でどういった方策があるか協議を致しておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

それから、肉のおいしい食べ方を開発するようなことができないかということでご発言がございましたが、私もあまりアイデアの持ち主ではありませんので浮かばないんですけど、そういったことも含めて研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

1 2 番 田 口 映画化のことですが、考えておられないということでしたけれども、岩松了さんが乗ってくれるかどうかということではないかと思っておりますので、ぜひとも一度岩松さんに会って相談されたらいいんじゃないかというふうに思っております。とにかく、この人も全国的に有名な方ですので、しかも本町出身ですから、本町のために何か役立ってもらいたいなというふうなことも思いますのでですね、相談されたらどうかと思っております。来年は東京川棚会というのがあって、行かれる機会もあるでしょうから、ぜひとも会われる機会を作られればいいんじゃないかと思っておりますが、どうでしょうか。そういうふうなことで相談されたらどうかということについて。

町 長 実は今、中山出身の岩松了氏のことが話に出ましたが、実は別の件でですね、先月上京した折に、彼と意見交換をさせていただいております。その折に、すでに東京川棚会が1月27日に開催されることが決まっておりますので、そこに来ていただくようなことも話をしたんですけども、ちょうど当日は関西の方でロケということで、たぶん無理じゃないかということ話をされておりました。彼はおっしゃるように脚本家、または俳優でございます。そういったことで、できるかできないか、私の頭では分かりませんので、おっしゃるようにそういった話はしてみたいと、このように思っております。

1 2 番 田 口 終わります。

議 長 次に、三岳昇議員。

5 番 三 岳 5番、三岳昇であります。

私は町内の河川、海岸の清掃及び草刈り伐採等の取り組みについて町長にお尋ね致します。

川棚町第5次総合計画実施計画では、環境保全と美しい景観づくりの施策として、多くの事業が掲げられております。その中でも、年2回実施されている地区衛生組織連合会による町内一斉清掃の景観保全の取り組みは、協働のまちづくりとして、また他市町には見られない事業として評価できるものです。本町には、川棚川と、その支流である石木川、野口川などの他、中小河川が点在しており、そのうちの川棚川本流では、川棚川ふるさと輝くみんなの水辺づくり事業などが取り組まれております。一方、それ以外の河川においては、雑草等が繁茂し、また川岸には樹木が大きくなり大雨時には護岸が崩落などによる災害の可能性もあり、地元地区でも手がつけられない状況となっております。

平成26年には、がんばらんば国体が開催される予定であり、環境が整備されたきれいな川棚町として来町者をお迎えするためにも、河川や海岸の清掃が必要と思っております。その具体的な取り組みとしまして、行政においてプロジェクトを立ち上げ、広く町民の方々の参加をお願いして、年に1、2回程度の清掃、草刈り活動などが協働のまちづくりの一環として実施できないかをお尋ね致します。

町長 三岳議員の町内の河川、海岸の清掃及び草刈り伐採の取り組みについてのご質問にお答え致します。

まず、本町内の道路、河川、海岸等の清掃についてであります。年2回の町内一斉清掃の他に自治会や任意団体、企業の有志によるボランティア活動で実施をしていただいているのが現状でございます。その中で本町では、平成18年から川棚町アダプトプログラム実施要綱を制定し、任意団体、企業等からの届け出をいただき活動を実施していただく場合には、道路河川等の清掃に必要なゴミ袋や手袋等を貸し出して対応をしているところであります。現在、川棚町へのアダプトプログラムの届け出は、コバレントマテリアル株式会社が道路清掃活動として1団体ありますが、他の団体、会社等にも参加を呼びかける必要を感じているところであります。また、長崎県の県民参加の地域づくり事業に基づく県の登録は、川棚町内を活動範囲とする6団体がございます。これらの7団体は、それぞれの登録内容で本町内の道路、河川の清掃をボランティア活動として実施をしていただいております。そこで、川棚町アダプトプロ

グラム制度を活用していただけるように、制度を町民に対して広く周知しながら自治会や任意団体、企業等に浸透を図っていき、協働のまちづくりを醸成させていただきたいと考えております。このようなことから、議員からご提言がありました行政において、新たにプロジェクトを立ち上げることにつきましては、現在考えておりませんのでご理解をお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

5 番 三 岳 まずあの、町長にお尋ねしたいのは、河川、海岸のそういった清掃活動と言いますか、そういったものの必要性というのは、まず認識をしておられるかどうかお尋ねします。

町 長 河川、海岸の清掃についての必要性、それは十分認識を致しております。

5 番 三 岳 そういう認識でありますと、今の答弁でいきますと、このことについてはボランティア、地区とか団体を含めたボランティアによる清掃活動しか考えていないという捉え方でよろしいでしょうか。

町 長 三岳議員の質問の主旨がよく分かりませんが、河川、海岸の清掃の必要性は十分認識をしております。それをただ単に住民のボランティアだけに頼っているという考えではございません。と申しますのは、当然、そこには管理者が存在をしております、例えば川棚川は2級河川でありますので長崎県が管理をしております。したがって、県に対してそういった必要性があれば、当然、町の方からは清掃等の、あるいは樹木の伐採等のお願いはしております。そのように努力は致しているつもりでございます。

5 番 三 岳 過去にですね、一般質問の中で先輩議員が、このことについて質問をされた経緯があると思います。その中でですね、あったのは要するに、今町長が言われた管理者、県であるとか、町であるとかっていうですね、川棚川の中もですね、管理区分が分かれているということは聞いています。そういった中で、例えばですね、私がこういう質問をしなくてですね、逆に言えば町と県の管理だから、それは県費や町費を使って行政がやれよという質問で私はよかったと思ってるんですよ。しかしながらですね、まったく手をつけられていない、先程、壇上で質問した中でですね、川棚川の石木地区のところを県の事業でやっておりますよね、それ以外のところはほとんど手がついていないと、私は認識をしておりますが、そういった意味ではですね、町と県がやればそれ

で済むということでもあるわけですね。例えば、来年の予算にそういったものを上げて、町の管理の分については自分達が、町が伐採をしますよということであれば私はもうそれでいいですよ。そこらへんは、どういうお考えでしょうか。

町長 質問にお答え致します。今、議員の発言の中に先輩議員がおっしゃったという、過去に質問されたことにつきましては、山口議員の方から川棚川の岩立、石木地区の堤防の、いわゆる樹木の伐採等についてできないかという質問がございましたので、それについては管理者である県の方をお願いしていますということでお答えを致しております。それについては既に県の方にその後すぐ要請を致しまして、県の方からそのようにしたいという話がありますが、現状ではまだできずしております。これについては大変申し訳なく思っておりますので、再度、県の方をお願いをしていきたいと思っております。

管理区分があるということから、町で管理する分については、事業費を計上して、そして実施をすればいいんじゃないかというようなことだという発言だったと思いますが、ご承知のとおり、現状ではそういったことができておりませんので、川棚地区衛生組織連合会、いわゆる自治会等々をお願いを致しまして、現在、清掃作業をしていただいているところでございます。以上でございます。

5 番 三 岳 先程の答弁の中に、川棚町アダプトプログラム実施要綱にちょっと触れられましたが、このプログラム自体は、もう6年を経過しているわけですね。先程の町長の答弁で、町内では1団体ということであります。これはたぶん町民の方にですね、認知をされていないという部分が大きかろうと思えます。それとですね、中身を見てみますとですね、年3回から4回以上の清掃活動をしなさいよということで、他の団体でも年に1、2回程度やっている団体はあると思うんですよね。ただ、このアダプトプログラムというかたちでの参加じゃないという捉え方をしているんですよね。そしてですね、実施計画を見てみますとですね、予算がですね、それぞれ1万円ですよね、3年間ですね。ですから先程言われた手袋とかそういったものの購入費ぐらいしかないのかなと判断をしましてですね、もう少しそういった活動を広げると、登録団体を増やすということになりますとですね、この予算ではおそらく足りないんじゃないかと思いますが、そのへんの考えは、この範囲でとどめておくということじ

やないのかなと思うんですが、町長はいかがお思いでしょうか。

町長 お答え致します。今議員から質問がありましたように、先程申し上げました川棚町アダプトプログラムにつきましては、平成18年の9月にその制度が制定をされております。そして今年まで運用されてきておりますが、まあ残念ながらその参加者は1社ということでありまして、このコバレントマテリアル株式会社につきましては、その趣旨に沿って現在も活動をなさっております、大変ありがたいことだと、このように思っております。そこで、今三岳議員の方からは町で事業を立ち上げて実施をしてはどうかということの主旨の質問でございますが、今町内一斉清掃を2回開催をしております、これ以上また2回実施をしていただくということは、おそらく無理があるんじゃないかという、そういった考えを持ちまして、そこで今制度として持っているものを深く、広く町内にPRをして、そしてこの活動の充実を図ろうというのが、今回の答弁の主旨でございます。

5 番 三 岳 この要綱のですね、第4条にですね、環境美化活動を年に3回または4回以上実施することということが謳ってあるわけですね。そうしますとですね、この基準がちょっと厳しいんじゃないかというふうに思うんですね。例えば、2回程度とかすればですね、春と秋ぐらいのですね、夏場も含めてですね、4回以上となりますと、なかなかこれ手を挙げきらないと思っているんですよ。そのへんの中身についてもですよ、精査をしていただきたいなというふうに思います。合わせてですね、この1条の中にですね、「町民と町の協議による住まい理想のまちかわたなづくりを推進することを目的とする」となっておりますが、今、町の標語と言いますか、スローガン代わっておりますよね。自然を愛し、暮らし輝くまちづくりという表現になるのが妥当じゃないかなと思っておりますが、そのへんはいかがお考えでしょうか。

町長 アダプトプログラムの実施要綱の内容までご質問が及ぶとは考えておりませんでしたので、想定外のことで大変、今苦慮しております。

これはですね、先程言いましたように1社のみが参加をいただいているということで、もっと広く町内にPRをしなければいけないということで、担当課の方ですね、そういったことについても内々協議をしているようでございますので、事務的なことにつきましては建設課長から答えさせますので、よろしく申し上げます。

建設課長 三岳議員の質問に対してですが、現在、広報誌がございまして、その分が次の広報誌に載せるということで考えておりました、1月号が12月ですから、その次の分ですかね、それに載せる予定にしております。それとも一つ、この要綱の中の字句等につきましてはですね、今現在検討をしております。それと回数についても、春、秋の一斉清掃がございまして、それにプラスすることでできるのかどうかですね、ただこれが企業あるいは任意団体でございまして、それとは別に考え方は持ちたいというふうには思っております。以上です。

5番三岳 ちょっと通告から外れていきましたので元に戻ります。

私が考えたのはですね、例えば町長はですよ、河川とか海岸、町内のそういった現地の方を実際見られたことがありますかね。

町長 具体的にどこをでしょうか。

5番三岳 例えばですね、木場地区、猪乗地区、中山地区、そして後田川ですから下組地区っていうんですか、東白石地区になりますかね、ちょうど境界になると思うんですよね。それとか新谷の例えば上流等を見られたことがございますか。

町長 そうですね、例えば、この前木場にお邪魔しましたので公民館の近くはちょっと拝見をさせていただきましたし、猪乗にも協働のまちづくり懇談会等々で事前に現場を見たことがありますので、その三岳議員がおっしゃるような視点での見方ではないんですけど、漠然と見ております。

5番三岳 上流に行きますとですね、樹木の直径が30cm以上とかがあってのが、要するに川岸にいっぱい生えているわけですね。ですから台風とか大雨時のですねテレビ報道等で見ますとですね、そういったものが根こそぎですね持っていかれて、例えば橋の橋脚といいますか、そういった部分にひっかかって災害が大きくなったとかっていう報道もあっているわけですね。ですから私が思うのは、町長が答弁されたアダプトプログラムの活用というのはですね、私はまずですね、そういった大きな樹木等についてはですね、重機等を入れないと、これは地元の方々では無理だと思っているんですよ。まずそこを、樹木等の伐採を行ったうえでアダプトプログラムと言いますか、そういった地元地区とかですね、団体に後の清掃活動をお願いするというやり方ができないかなという視点でのですね今回質問だったわけですけども、そのへんについては

いかがお考えでしょうか。

町長 おっしゃるように、上流に行きますと確かに大きい樹木が河川の中に立っておりまして、こういったものについては、いわゆるボランティアではおそらく無理だろうということは理解致します。そういった個別の事案については、地元の方から自治会を通じて要望していただければ対応できる部分もあるのではないかと、このように理解を致しております。

5 番 三 岳 検討していただくということで、あと海岸の清掃についてですね、例えば夏場ですね、海岸にこう漂着ごみと言いますか、そういったものが打ち寄せてくるということで、これは地元の漁協とか地元地区の方々がボランティアで出られてですね、清掃活動をされております。そういった中でですね、これを逆にですね、私がプロジェクトという表現を使ったのは、役場主導と言いますか、町長がこの指止まれじゃないんですけれども、呼びかけてですね、町民参加型ですね、海岸清掃は河川の清掃に比べますと、わりかし危険度も少ないと私は思っているんですよ。ですから例えば、年に1、2回ですねそういう呼びかけを行政からするというのがどうなのかというのはちょっと分からないんですけれども、誰かが声を上げないとですね、例えば、その地区の方だけじゃなくしてですね、町内の志と言いますか、思いがある方達を、例えば登録するとかっていうかたちで、何月何日に海岸清掃をしますよという呼びかけをですね、行政からと言いますか、町長がですよ、そういう声を発してくれたらなという思いがあるわけですね。その点についてはいかがお考えですか。

町長 お答え致します。今の三岳議員の質問は、特に河川についてのお話ですね。特に、例えば木場とか猪乗とか、そういった上流部については住んでいらっしゃる、いわゆる人口も少ないわけでございますので、そういった町内一斉清掃において、そこまで手が回らないという状況もあろうかと思えます。そこであの、町長が音頭をとってということでございますが、町長が音頭をとってでなくして、地元が音頭をとって町内に広く呼びかける、こういったことが良いのではないかと私は思いますけど、いかがでしょうか。

議長 町長、逆質問はできんですよ。

町長 思います。

5 番 三 岳 お答えします。というわけにいきませんが、要はですね、町民参加型ですね協働のまちづくりとして取り組むということを町長がおっしゃっ

てくれれば私は良いと思うんですよね。ですからその中で、協働のまちづくりの定義もどこまでが協働のまちづくりなのかというのはなかなか定義が難しいと思うんですよね。ただ、ふるさとのですね、河川や海岸というのを、やはりきれいにしたいという思いはですね、町民等しく思ってもらえると、私は思うんです。そうしますとですね、そういう地元からということなのか、行政ということなのか分かりませんがですね、呼びかければやはり答えが返ってくるんじゃないかと思っております。そしてですね、その方法を逆に言えば、役場内のプロジェクトというかたちです、どういう方法があるのかということを検討していただくプロジェクトで良いと私は思っております。それを実際活動するのはですね、そのどういう方法があるのかというのを詰めていただいてですね、そういった中で答えを出していただいて、その方が呼びかけて、そういった協働のまちづくり作業を行うというかたちで良いのじゃないかと思っております。そのへんについては、今後検討いただきたいというふうに思います。

町 _____ **長** お答えします。私の立場としては、先程言いましたように地元から発信をしていただきまして、そしてまあ町長との連名でも良いと思いますよ。そうであれば、当然役場の職員も、それには積極的に参加をしてくれるだろうと思います。これにつきましては三岳議員が現職の頃、町の職員のそういった組織も立ち上げていただいておりますので、現在もボランティア活動しております。そういうことで積極的に参加をしてくれるだろうと、こう期待を致しております。ぜひあの、地元から呼びかけていただきまして、そして町内に私の立場で協力をお願いするというかたちにさせていただければありがたいと、このように考えております。

5 番 三 岳 終わります。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、福田議員。

3 番 福 田 3番、福田徹。教育委員会の共同設置についてお尋ねします。

川棚町では、第5次川棚町総合計画の中で、広域的な事務事業の推進を謳っており、効率的かつ効果的な行政運営を目指し周辺市町などとの連携を強化し、広域的な事務事業の実施によるさまざまな課題への対応に取り組むことが明記されております。そこで本日は、古賀教育長に対し教育委員会の共同設置について質問します。

私は、平成20年3月議会において、その当時、東彼三町の合併が破綻した後、それぞれの町が当分は単独での行政を行っていかうとする中、川棚町単独での行政運営を行う上での重要な課題として、経費削減に向けた東彼三町での共同事業を推進するべきとの質問を行い、東彼三町での共同事業の推進を求めました。その中で、通告文では触れておりませんでした。教育委員会の共同設置についても質問を行いました。その質問の根拠としましたのは、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされ、それを受けて教育三法が改正されました。その一つ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、その中の第2章第1節第2条の設置において、都道府縣市町村及び第23条に規定する事務の全部または一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置くとなっております。国は人口規模が少ない市町村においては、充実した教育行政を行うためには、複数の市町村が共同で教育事務を広域処理していくことが有効として、教育委員会の統廃合を推進したいとの意向だと思っております。これらを踏まえた質問であります。

当時は、前教育長、谷山健治教育長でありましたが、その時の回答では、今後の検討課題であるとの返答でありました。そこでその後、教育委員会としてどのように検討がなされたのか、その経過と今後のことについてお尋ねを致します。加えて、今年9月に東彼杵町議会の岡田議員から「東彼三町での行政事務の共同処理について」との一般質問の中で、三町で一つの教育委員会が設置できないかという、私と同様の質問がっております。川棚町の教育長として、そのやりとりをどう受けとめられたのかお聞きしたいと思います。

最後に、これらを踏まえ、まずは研究会のようなものから取り組めないか、東彼三町で協議をしていただけないかお尋ねし、教育長の考えをお聞きしたい

と思います。

教 育 長 福田議員の質問にお答え致します。

まず一点目の質問についてお答え致します。平成20年3月議会における一般質問で、「経費節減に向けた東彼三町の共同事業の推進について」という、福田議員から町長に対する質問の中で、教育委員会の共同設置についての質問があり、当時の教育長が「今後の検討課題の一つであると考えている」という主旨の答弁をしたというふうに聞いております。

そこで、そのことについての教育委員会の基本的な考え方、これを述べたいと思います。経費節減に向けた教育委員会の共同設置、これにつきましては町長部局とも十分に協議をし、そして川棚町の行政改革等に位置づけて取り組むべき課題であろう、そのように考えております。そういう視点で見ましたときに、平成22年3月に策定された川棚町第5次行政改革大綱に、そのことは取り上げてありません。したがって、平成23年3月に策定を致しました第5次川棚町総合計画においても、そのことを取り上げていない。ここまでが一点に対する答えでございます。

次に、二点目の質問についてお答えを致します。

各町とも、それぞれの町の教育方針に則した教育を推進を致しております。したがって、教育委員会の共同設置、これは法では確かに認められておりますけれども、教育委員会の共同設置が川棚町にとって適切であるかどうかということについては、現状ではまだそぐわない、そのように考えているところでございます。したがって、教育委員会として共同設置に向けた取り組みを進める考えは現時点ではありません。

以上のことをご理解いただきたいと思います。

3 番 福 田 現時点では、そういう考えはないということでもあります。その根拠として、第5次総合計画の中に上げていないということでもありますけれど、そういう姿勢を広域行政を進めるという方針は上がっているわけですよね。そういった中で、上げる、上げないのことであれば、先程の堀田議員さんの時もそうでしたけれども、具体的なものを一つ一つ上げていくと、膨大な資料になると思います。そういった中で、方針、基本計画ですので、そういう方針に沿った部分をどう進めていこうかということですよ、まちづくりは。その中で、この一つの項目であります教育委員会の共同設置が、なぜできないのか、検討

がどういうふうにされたのか、現時点ではない、または各町のものを検討した上での川棚町にとってそぐわないという答弁だったかと思います。どういうふうな検討がなされたのか、どこがそぐわなかったのか、お聞きしたいと思います。

教 育 長 まず一点目に、先程も申し上げましたけれども、川棚町、波佐見町、東彼杵町、それぞれの町が、その町の教育方針に則して教育を推進をしております。したがって、教育委員会の共同設置となった場合に、各町の教育方針と一つになった教育委員会、これがどういう関連を持っていくのかと考えた場合に、たぶん予算の面も生じてまいりますけど、そこらあたりがまだそぐわないというふうに考えている。これが一点です。

それからもう一つは、教育を考えていく場合に、一番大事なことは教育方針に則して、いかにその町の教育をより良いものに作り上げていくか、これがやっぱり根本にあるべきだろうと思います。したがって、経費節減を目的とした教育委員会の設置という視点からの取り組みというものは、教育委員会としては現在考えていないということでございます。以上です。

3 番 福 田 教育方針が各町違うんだというふうなことではなかったかと思えます。それが一番、教育委員会としては大事な基本であると、それは当然だと思います。しかし、教育は各町いろいろ取り組みそのものは違うかも知れませんが、考え方、基本、教育というものは日本であれば、どの市町村でも同じだと思います。育てから、子ども、また大人もそうですけども、生涯学習もあります。そういったものにおいては、基本は同じだと思います。そこらへんは統一できないと思われませんか。

教 育 長 統一できる部分と統一できない部分、これは当然あると思います。一番、まず第一にですね、教育委員会単独で福田議員がおっしゃったように話し合いが進められないかという質問の主旨だったと思います。その前にやるべきことは、まず川棚町としてですね、町長部局でも十分協議し、そういう方針でいくんだと、そこが根底にあって、その次に各町の教育委員会が話を進めていく、こういう手順というのがやっぱりいるんじゃないかというふうに思っているんですね、基本的に。そうすると、私あの川棚町の今教育長をしております。川棚町の教育のあり方を考えているわけですね。これがいわゆる三町の共同設置となった場合に、どこに基本方針を、だから新たな教育をやっぱり作っ

ていくと、そういう感じになってくると思うんですよ。したがって、今のところ、まず川棚町の基本的なあり方として、そういう方向でいくんだと、ここは決まっていない状態ですよ。そういうことで今取り組む考えがないというふうに答えました。ここらあたりをご理解いただきたいと思います。

3 番 福 田 町長部局とそういうふうなことを進めるという方針も町全体では決まっていないということでもありますけれど、じゃあこういうこともできるんだ、教育長のあれでいきますと、経費削減、広域行政のあり方についてもこういうことがあるということで、一度はテーマに、テーマと言いますか、検討材料として上げられていいんではないかと思いますが、そういうお考えは今ないと、だから最初に町長部局の方から、そういう広域行政を提案がないと、自分のところではこういうこともできますという話まで持っていかないと、自分の方からはいかないというふうな考えで受けとめていいんでしょうか。

教 育 長 教育委員会として共同設置をした方が、川棚町の教育にとってプラスであるというふうに考えておりません。したがって、そういうふうに考えた場合には、教育委員会から町長部局の方に働きかけていくことはあり得ると思いますが、現時点で共同設置をすることは、本当に川棚町の教育にとってプラスなんだという確証を私は持っておりません。したがって、そういう働きかけはしないということをございます。

3 番 福 田 川棚町の教育についてはプラスにならないということでしたけれども、元々の、先程も登壇したときの中でも触れておりましたけれども、広域化することによって効果と言いますかね、そういったものは充分あるというふうな判断で、国の方もそういうふうなことを進めているんだろうと私は考えるんです。だからそういうメリットを、どういうふうにあるのかということはどういう一度検討されてもいいんじゃないかと思います。

確かに3つの各町それぞれの個性のある中でですね、1つの教育委員会にするというのは大変な労力もいるかと思いますが。それは分かりますけれど、将来、合併も考えられるわけですよ。そういったことがあるから、そういった時の1つの推進する材料にもなるから、ぜひ私は進めてほしいと思うんです。先程も言いましたけれども、教育長は経費節減のためですらなければ本末転倒というふうなお考えだろうと思います。私もそう思います。そのために効果をどういうふうに上げていくかっていうふうなことを検討していくのが、共同設置

にあたってのまず最初のことだと思います。まずそういうメリットがどういうものがあるのか、されているところもあります。そういったところをもう少し勉強と言いますか、研究されたらどうかと思いますが、まだそこまではないというふうな考えで受けとめていいんでしょうか。

教 育 長 福田議員の質問の意図がよく見えたところです。学校教育と社会教育と考えた場合に、学校教育の面では大きい教育委員会を作ることによって、例えば指導主事を置けるとか、そういうメリットは確かにあると思います。ただ、社会教育とか、一番大事なことは実態に則して教育のあり方を考えていくというのがやっぱり基本にあると思うんですね教育の場合。そこらあたりから考えたときに、じゃあ今教育委員会からこっちの方が絶対に川棚にとってプラスですよという、そこらあたりまで私は至っておりません。ただ、先程おっしゃった、これから先どういう面デメリットがあるかという視点での質問であったというふうに捉えましたので、メリット、デメリットもちろんあります。メリットがどういうことがあるかについては研究はしていきたいと、そのように思います。

3 番 福 田 先程あの、東彼杵町でも同様の質問があったということで、たぶん向こうの議事録でも見られたんじゃないかなと。私は見ていないんですけど。お話だけちょっと聞いているんですけど、そこで課題として上げられたものが、東彼杵町の議会報の中でいくつか上げられているのを見たんですけど、そこらへんは教育長としても同じような考えなんじゃないでしょうか。

教 育 長 東彼杵町の議会の答弁の中で出たのも、それぞれの町がそれぞれの方針でやっているのと、ここで統一するのは非常に難しいんじゃないかなという答弁があったというふうに聞いておりますが、私も先程来答弁しているように、そこらあたりは同じ考えでございます。

3 番 福 田 これはあるところの事例なんですけれど、やっぱり各町、教育の方針もそうでしょうけど、町自体が上げている町民憲章みたいなのが各町ありますよね。そういったものの中から共通するものを、言葉自体は違っていても目指すものは同じであろうというところから作り出して、新しい文章ではあるけれども、考え方は三町のそれぞれを守っていこうという方針で作られているところがあります。当然、合併したところはそういうふうな精神で何でもできているんだろうと思います。だから、できないことはないと思いますので、ぜ

ひ研究を進めていただきたいと思いますのですが、三町でそういうふうなことがなかなか教育委員会が先に一緒になって話をするということはできないでしょうか、行政側とそういうふうなこともできるんだというふうなことで、町長の方にも研究材料としてお話される考えはありますか。

教 育 長 まず、その前にお答えしておきたいことは、今ですね、東彼杵郡の教育の中で、連携してやれるものについては大体いろんなことを連携してやっておりますよね。それと、教育委員会を1つにするということの中で、大きなやっぱり隔たりがあると私は考えております。したがって、現時点で教育委員会としてメリット、デメリットという両方ありますけれども、私はですね、現時点ではデメリットの方が大きいだろうというふうに基本的には考えております。したがって、今の時点で教育委員会から町長の方にとすることは考えておりません。ただ、教育委員会の中でですね、教育委員会の中で社会教育、学校教育、全てを含めて共同設置にいくことについて、メリット、デメリット、ここらあたりは検討していかなければいけないだろう、そのように思います。ただ、合併をするだろうから教育委員会が先にとか、そういう視点での検討は考えておりません。

3 番 福 田 そういう合併を前提とする材料の一つではなくてですね、私が思うのは効果が上がるのであればやってほしいと、そういうふうな研究をしてほしいという主旨でありましたので、現時点ではこれ以上私が進めていく材料も持ち合わせておりませんので、研究と言いますか、参考になるところがあれば一緒にお話をさせていただきたいと思います。これで終わります。

議 長 次に、久保田議員。

1 4 番久保田 14番、久保田和恵です。通告文に従い一般質問を行います。

第一に職員の新人研修について尋ねます。本町は、今年度の新人研修を入庁3年以内の職員を対象に、10月24日から26日までの2泊3日で自衛隊隊内生活体験の研修が行われています。対象者8名のうち7名が研修を受けました。県内の自治体に問い合わせたところ、東彼杵郡三町と南島原市だけでした。新人職員の皆さんが一日も早く川棚町の職員として自覚と責任のもとで、職責を全うするために新人研修を行うことは町民の側からも歓迎されるものです。ところが今回の職員研修は、自衛隊入隊体験でした。どうして自治体職員が自

衛隊入隊体験なのか、新人の研修に絶対必要なことなのか、これまでも行われていたのか、どこでこうした研修が起案されたのか、自衛隊からの呼びかけなのか、今後も計画するつもりなのか、自治体職員は住民の福祉の増進を図るといふ地方自治法に基づく自覚を持ち、町民全体の奉仕者として責任を果たすことは大事なことです。そのために、税金から支出される人件費であり、職員が町民のために、意欲と責任感を持って業務に従事し、川棚町にとって有用な職員を育成する体制を確立することは、自治体の長としての非常に重要なことです。こうしたことを踏まえれば、今回の自衛隊への体験入隊は行うべきではなかったかと考えます。町長の考えを尋ねます。

二番目に、玄海原子力発電所事故への対応について尋ねます。東京電力、福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実を持って明らかにしました。現在の原発の技術は、本質的に未完成で極めて危険なものです。原発は莫大な放射性物質、死の灰を抱えています。それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。そして一度、大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたって影響を及ぼします。その福島原発事故はいまだに収束しておらず、放射能汚染のために周辺住民は危険と不安にさらされ、住民の避難により地域の崩壊さえ生じています。そこで万が一、福島原発のような事故が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする原子力災害対策編が策定されました。玄海原子力発電所から30km圏内に全域が入る松浦市の市民の避難先に指定された本町の取り組みを、次の項目について尋ねます。

一点目、原子力災害対策編によると、代表避難所については波佐見町は総合文化会館、東彼杵町は総合会館、それに対して本町はいきがいセンターを代表避難所にしています。代表避難所に指定されたいきがいセンターでは、デイサービスが行われており、不測の事態が発生した場合の利用者の方への対応はどうするか考えを尋ねます。

二つ目、救護所に指定された勤労者体育センターでは、スクリーニング及び除染を行うとありますが、放射性物質を町内に持ち込む危険性が高いと思います。対応はどうするのでしょうか。

三つ目、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、児童、妊産婦など、災害時要援護者の健康状態の把握と生活環境の配備については、どのように考えますか。

四つ目、犬、猫などの愛玩動物は、飼い主は避難の際、できる限り同行することとなっています。収容、飼育できる施設の設置については、どのように考えますか。

五つ目、避難訓練への参加の呼びかけについて尋ねます。11月17日の避難訓練の呼びかけが、議員、総代への呼びかけがなされませんでした。学校校区の総代さんや、いきがいセンター、勤労者体育館のある地域の総代さん、それに議員に対して呼びかける必要はなかったのか考えを尋ねます。

最後に、50km圏内に位置する本町の40歳以下の町民に対して、安定ヨウ素剤の配備をするべきと考えます。町長の考えを尋ねます。以上、私の質問です。

町長 久保田議員の質問にお答え致します。

ただいま職員の新人研修と、玄海原発への対応について、2つの質問をいただきましたので、順次、お答えをして参ります。

まず、職員の研修についてでございますが、これは地方自治法の第39条に職員の研修規定がございまして、職員研修を受ける機会を与えなければならないと、このように第1項では定められておりまして、そして第3項に研修に関する基本的な方針を定めなければならないと、こう決まっております。そこで川棚町では、平成18年3月に川棚町人材育成プランの中に、川棚町職員研修計画を定めております。その計画に則って、職員研修を進めているところでございます。そういった中で、ただいま議員からは、今回の自衛隊の隊内研修が自衛隊から呼びかけがあったのかというような質問もありましたけれども、実はそうではございませんで、今回の自衛隊の研修につきましては、東彼杵郡町村会の事業として東彼三町で行ったところでございます。

最後にこういった研修は行うべきではないとの、今の発言がありましたけれども、これについてはその主旨が十分受けとめきれませんでしたので、再質問でまたご質問いただければ大変ありがたいと思います。そこで、今回の自衛隊の隊内研修でございますが、その目的は、自衛隊は自衛隊法第3条で、国の防衛の任務を、また第83条で、災害派遣について定められているところでございまして、国防と災害派遣が主な任務であると、このように認識を致しております。昨年3月の東日本大震災でも多くの自衛隊員が派遣され、被災者の救助や物資の補給活動など、大変な作業を行うなど、被災地からも感謝の声が伝え

られたのは議員もご承知のとおりでございます。

そして、もし本町がこういった大災害に遭った時に派遣してくれるのが、陸上自衛隊の大村駐屯地第16普通科連隊の第4中隊と、このように自衛隊の中では決められているところでもあります。町行政の業務も、多岐にわたっており、いつ何時、このような事故が発生するか分かりません。あるいは災害が発生するか分かりません。そのため常に職員も危機意識を持つことが大事で、特に災害などでは、協力あるいは団結、そういったものが重要となって参ります。今回、研修に参加させた具体的な目的と致しましては、業務を協力して成し遂げる集団行動、いわゆるチームワークの大切さ、時間厳守、服務規律の重要性、非常事態の時の対応力、情報の共有、コミュニケーションの大切さなど、違った観点から体験させることで町行政の業務にも大いに役立つことから、研修に参加をさせたところでございます。以上、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、玄海原子力発電事故への対応についてということで、万一、発生した場合には、松浦市民が川棚町に避難をしてくるという、そういった想定の中でのご質問であろうと、このように受けとめております。まず、①の避難所に指定されているいきがいセンターでのデイサービス利用者への対応ですが、デイサービス施設は、いわゆるいきがいセンターと区画が別のものでございまして、出入り口もいきがいセンターの一般利用者と、デイサービスを利用される出入り口、これが別となっておりますので、影響はないものと判断を致しております。また支障がないよう、県や松浦市と連携し対応していきたいと、このように考えております。

次に、②の放射線が町内に持ち込まれる可能性への対応であります。県の地域防災計画におきましては、避難対象範囲に放射線が到達しない早い時期から避難を始めることと、このように聞いております。基本的には、避難者の方が放射線を浴びるということは想定していないと、このようなことでありました。ただ、万が一にも放射性物質が検出された場合のことを想定して、避難者のスクリーニングを行い、除染をすることを行うことで避難計画がなされているところでもあります。なお、県では除染することによって放射線が外部に漏れるということはないという判断を示されているようです。

③の要援護者等の対策についてでございますが、県及び松浦市では、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等の、いわゆる災害要援護者の避難所での健康

状態の把握に努めるとともに、情報の提供、生活環境についても十分配慮するという事となっているようであります。今後、県や松浦市などの関係機関から本町での福祉避難所の指定等についてどうするかなど調整され、そして取り組みが行われるものと、このように思っております。

次に④の愛玩動物の収容等の件についてでございますが、愛玩動物の避難所における衛生面や、他の避難者への影響などの配慮が必要になりますので、愛玩動物を適正に収容し、飼育できる施設をどのようにするかなど、今後県から説明があるものと、このように考えております。

⑤の避難訓練についてでございますが、先月17日の訓練が、佐世保市の大雨警報により中止となりましたが、県としては今年度中に訓練を行いたいとのことでございますので、日程等が決まり次第、議会あるいは自治会長、それぞれお知らせをしたいと、このように考えております。

最後に⑥の安定ヨウ素剤配備についてでございますが、去る12月3日に施行された原子力対策指針においても、安定ヨウ素剤の配備については示されず、今後の検討事項とされているところであります。県においても、国の動向を踏まえて整備を行っていくとのことでもありますので、国において50km圏内への配備の考えが示された場合には、県に対して配備がなされるよう、働きかけを行いたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

14番久保田 まず一点目です。今回、3年以内の入庁者の新人に対して、自衛隊入隊への研修が行われています。先程のような内容であれば、新人だけでなくベテランの職員の方達にもそういう研修を行うべきではなかったのでしょうか。そして、その町村議会の中から予算付けはされたと言いますが、24年度の本町の一般管理費の中には予算化されてなかったんですか。2泊3日でどの程度の費用がかかったのでしょうか。

町長 職員研修につきましては、先程、ご答弁申し上げましたように人材育成プランの中で定めておりまして、いろんな機会を捉えて、そしていろんな職種の職員を、それぞれの研修に参加をさせております。今回、議員からは新人を派遣したのでベテランもやるべきではないかというようなご発言でございますが、これについては今後検討をしていきたいと思っております。

それから具体的な財源についてのご質問もあっておりますので、その点については担当の総務課長から答弁を致します。

総務課長 研修の旅費でございます。だいたい7万8千円ほどでございます。

これは町の各町の研修旅費から支出を致しております。以上です。

14番久保田 私は決して、新人もやったんだから、先程の内容であればベテランもやらせるべきではないかと肯定して言ったわけではありません。どうして新人だけに絞ったかということを行ったんです。

先程私、町村議会と言いましたので、間違いですね町村会です。

今度の研修の中身を尋ねてみました。女性の方3名と男性4名、一人の方は体調が悪くて欠席された。中身としては4時50分起床とか、13kmの歩行訓練とか、10kgの荷物を4人の編成で協力して運ぶとか、腕立て伏せ、腹筋、3,000m走とか、ロープの滑り降りる、渡る、このような行動ということでしたけども、この防災とかいろんなことを言われればですね、私達の役場の職員は、消防の本部と言うのですか、それに所属しておられるので、十分日頃からそういう訓練がなされているんじゃないでしょうか。そして、自衛隊の方達が命令系統が違うわけですから、私達の町の防災には、自衛隊の訓練は必要なんじゃないでしょうか。例えばですね、宮崎県で口蹄疫が発生しました。あのときも自衛隊の方が出動されました。けども自衛隊は命令系統が違うから、豚一頭にも触っていない、それから機械は持ってきたけども役場の駐車場に止めたままで穴も掘らなかったと、そういうふうに聞いております。だから自衛隊が大村の方から災害の時は来てくれるだろうということですけども、命令が下りなければ自衛隊は動かないんですね。そういうところに命令系統が違うところに研修に行かせて、それが町としてのメリットになるんじゃないでしょうか。

町長 お答えします。実は研修に参加した職員全てから報告書を出させておりました、それによりますと達成感があった。あるいは規律や規則を守ることの大切さを知った。時間の大切さを知った。集団行動の大切さ、協力、団結して任務を遂行する大切さ、周りへの気遣いを学んだ。自衛隊の厳しさを知った。東日本大震災の災害派遣を学び、自衛隊の実践的な活動の様子が心に残った。班長、班付きの人が常に気遣ってくれて、思ったより安心した。迅速な対応には協力して取り組むこと、情報共有が大事であること、そういうことを学んだというような報告を受けておりますので、特に新人の職員研修としては効果があったのではないかと、このように理解を致しております。それから先程命令系統の話がありましたけれども、自衛隊は命令をしなければ動かないと

いうことの話がありました。冒頭、壇上で答弁を致しました大村駐屯地の第普通科連隊の第4中隊の出動については、これは当然、大規模災害が発生した時には、知事なり町長なりが自衛隊に直接出動の依頼をして、そして出動をしていただくことでありまして、この職員研修のそういったものとは全く関係はございません。ただ、いつ何時そういったお願いをしなければならない事態、そういったことも想定をされておりますので、自衛隊にもそういった研修機関が、あるいは施設がございますので、今回、三町の町村会で協議をされて職員研修に適當ではないかということで派遣をしたところでございます。以上でございます。

1 4 番久保田 町長もニュースなんかでご存知だと思いますけれども、この間、自衛隊の不祥事も続いています。11月6日には県の青少年健全育成条例違反で処分された自衛隊の方がいらっしゃいました。それから11月8日は、佐世保市内のゴルフ場跡地で大麻を栽培し、所持し、そして大麻を吸っていて処分を受けた人もいました。窃盗とかですね、酒気帯び運転も枚挙に暇ありません。自衛隊の中ではですね、いじめも発生して、それから自殺者も発生しております。現にですね、7年か8年前はいじめで自殺された人達の裁判まで行われました。そして亡くなった方の方が勝訴されたんですけれども、こういうところにわざわざ関門を突破して優秀な成績で入ってきた職員を、こういうところに任せないでですね、町長で十分このことは研修ができると思います。そして、今選挙期間中ですけども、選挙の結果如何によっては、大変な自衛隊というのは様変わりしてきますから、今後のことは十分に考えて、こういうふうなことには取り組んでもらいたいと思います。私はぜひ止めてもらいたいと思っております。時間ありませんので、玄海原発のですね質問に移ります。

第一番目、代表避難所については、いきがいセンターで出入り口が違っているから心配はないということでしたけれども、職員の方達はデイサービスの方達も、それから松浦から避難してくる方達も同じにその職員の方が受け入れるわけですから、そのデイサービスを受けている人を送ったり、それから松浦市の人達を迎える、こういうことはあの職員の数では大変ではないでしょうか。それでもここで問題ないとお考えなんではないでしょうか。

町長 ただいまの避難者に対する対応について、デイサービスの職員が参加をするというような主旨の発言もあったようですが、これは松浦市職員と

町の職員で対応致しますので、デイサービスセンターの職員が対応するという
ことはないと思います。あくまでもそういったものを今回の避難訓練によって、
実際発生した場合にはどうした方がいいのかを判断するために開催をされるも
のと、このように理解を致しております。

それから、先程の職員研修の質問の中で、受講した職員が大変だったとの発
言をされましたが、実はあの、三町の職員が出席を致しましたが、本町の職員
だけ具体的な研修内容を事前に説明をしておりませんで、そういったとまどい
があったようでございまして、それに対しては、私の立場としては大変、職員
に申し訳なかったなと思っております。以上でございます。

1 4 番久保田 そのいきがいセンターの職員の方達は、松浦市の避難者の人達に
は一切タッチはしない。ただデイサービスにいらっしゃる方達の対応をするの
みなんですね。そのあそこが代表施設になっていながら、あそこの職員の方達
はもう一切ノータッチ、松浦の人達のことは松浦市の職員と町の職員で対応す
るということであって、いきがいセンターの人達には関係がないということ
よろしいでしょうか。代表施設というのをご存じないでしょうか。手元にこの
私が示している災害のためのっていう、この手元にはお持ちなんですよ、原子
力災害対策編というのは、もうご存知なんですよ。ないんですか。そして、
この松浦市の原子力防災の手引きではですね、ちゃんと川棚町のいきがいセン
ターが代表施設になっていますよっていう地図付きでこういうふうに乗ってい
るんですよ。こういうことを早く入手して、いきがいセンターが代表施設だ
ということの認識をまず持っていただきたいと思います。どうでしょうか。

町長 お答えします。実は、原子力災害対策編が策定されたのが、最初
が平成13年の5月でございます。それから随時改定がされてきて、一番最新
のやつが平成20年6月で修正をされております。その中でこういった避難訓
練をする等々の取り組みが示されているわけでございますが、その中には、松
浦市民が川棚町内に避難をしてくると、そういった場合にはいきがいセンター
を初め、勤労者体育センター、そういった箇所に避難をすると、こう書いてあ
りまして、その代表施設という表現は今議員から初めて聞いたところでありま
す。以上でございます。

1 4 番久保田 ではですね、松浦市が勝手に相談もなしに、そういうふうにした
というのであれば、ちゃんとそここのところは確認して下さい。川棚町の代表施

設はいきがいセンター、そして救護所は勤労者体育センターとなっております。避難経路も波佐見を通過して、いきがいセンターにまず来ます。そして、先程も第二に移りますが、勤労者体育センターがスクリーニングや除染をする施設となっております。そして、先程爆発して放射性物質をかぶらないうちに逃げ込んでくるというふうに言われましたけれども、迅速に来れば良いですけれども、道路は1本しかないわけですから、渋滞とかいろんなところで、そういうふうに先程も言われた、もしかぶった場合は勤労者福祉センターで除染、スクリーニングをするということなんです。だからもしかぶった人も、町内に入ってきてこられるわけですから、そういう対応はどうされるのかと、そういうふうに私は聞きたいんです。みんながかぶってくるとか、一部がかぶってくるとかそんな問題じゃなくて、もし、その放射線を浴びた状態で町内に入り込まれた場合はどうされるのかということを探ねています。

町長 今からお答えをする内容につきましては、これは県の担当の方に聞いて、そしてお答えをするわけございまして、私の知識の中でのお答えではありませんのでご理解いただきたいと思えます。

まずあの、事故が発生した場合には、放射線を浴びないうちに直ちに避難するということですので、川棚町に避難して来られた松浦市民は被ばくしていないと、まず判断致します。そして議員は、もし万一、逃げ遅れて被ばくした者が来たらどうするか、それについてはスクリーニング検査をして除染すると、外部被ばくの場合は除染したら、それが伝染病のように外部に広がって行って、それが伝染をするというようなことはないというような説明を受けております。以上でございます。

14番久保田 では、そのところはそういうお考えだということで納得します。

ではですね、三番目です。その健康状態の把握と生活環境の配慮についてはどのように考えますかということを探ねたいんですけれども、福田議員も3月の定例会でそういうことを聞かれました。その時には、暫定計画では1週間程度の避難を想定する。そして、食料品については県がコンビニとの提携をしているので、コンビニからの調達になるであろうということを答弁されたと思えます。でもですね、福島原発の事故から1年8ヶ月経っても、まだ16万人の人が帰れない。それから松浦から川棚町に逃げてこられる、避難して来られる方の家族は、町民の方達は8千人と予測されていますが、ここに外国人とか観

光客とか、そういう方も含まれてプラスになります。それから高齢者、障害者、乳幼児、この方達の食料調達コンビニでどうでしょうか。糖尿病があったり、血圧が高かったり、それから赤ちゃんにとっては離乳食、そういうものも必要です。やっぱり健康状態を考えると、コンビニで調達するという答えはなっていないと思います。そして私はコンビニの店長に聞きましたが、県からの通達はまだ下りていないと、こういうふうな状況です。万が一というのは、いつ不測の事態が起こらないときに、いきがいセンターにも尋ねました。毛布とタオルケットが12、3枚、それからお米が20kgということでした。不測の事態をコンビニだけで賄われる考えなのか、その健康状態の把握と生活環境の配慮については、どのようにお考えでしょうか。

町長 基本的には、避難訓練を行いながら、今後そういったことについて県が対応をしていくのではないかと、こう思っております。今具体的にその例えば、高齢者であるとか、障害者、乳幼児、あるいは妊産婦、そういったいわゆる健康状態がすぐれないと言いましょか、そういった人が避難して来たときにはどうするのかと、それは確かに議員がおっしゃるような個々の対応が必要であろうと思います。県の方ではそれを福祉避難所等の施設の設置ということで位置づけているようでございますが、そういったことについても今後の課題として、取り組みが県の方で行われていくものだというふうに思っております。今、議員の発言されたようなことの内容で、もしそういった機会がありましたら、県の方に考え方も正していきたいと、こう考えております。以上でございます。

14番久保田 県の指示待ちでは私はダメだと思うんです。不測の事態というのは、本当にいつ何時起こるか分からない。玄海原発を持っている九州電力はですね、営業を続けたいということだけで、経営を追求するがために、やらせメールをしました。それから相浦にある火力発電所の警備とですね、玄海原発の警備会社とが同じなんですよ。それで、相浦の電力発電所の警備は本当にずさんで、警備の教育もなされていない。そういうところと原子力発電所の警備が同じ会社でやられている。だから私は本当に玄海原発はすごく怖いと思っています。プルサーマルという、本当に使用済みの燃料と、プルトニウムと一緒にしたような、そういう燃料を使った原子炉、そして老朽化もしています。本当に私はひしひしとっております。

そしてこないだの11月17日の避難訓練が、佐世保の大雨警報のために流れてしまいました。今後は考えるとおっしゃっていますけれども、あのときにすでに私は議員に知らせる、それから自治会長さんに知らせることは大事だったと思うんですね。小中学校4校と12箇所が避難箇所になっていますから、そういうところの自治会長さんには、前もって知らせておくべきだったと思います。

四番目の愛玩動物については、今後考えていく課題だということでおっしゃいましたので、私はそれで了解致しますが、六番目の50km圏内に位置する本町の40歳以下に対する安定ヨウ素剤の配備ですね。町長は11月12、13日県内の女性議員の会の12日の日に参加していただきまして、県の防災対策の課長から説明を受けられて、放射性物質がどのようなものかということをお私たちと一緒に学習されて、このことは分かっていると思います。40歳以下の若い人達に限って甲状腺でヨウ素剤を受け入れやすい。チェルノブイリの子ども達も、あの当時の人達が、今甲状腺がんになって、ネックレスという、甲状腺の手術をしたチェルノブイリのネックレスというふうに言われて、甲状腺がんを手術した、あの当時の子ども達にも多くの被害を与えているということが実証済みです。だから私は国の、最初は国の政策は50km圏内ということを出していたと思いますので、県がそういうふうに30km圏内になしたわけですから、ぜひ50km圏内、これを通してですね、私たちの川棚の町から悲劇が起こらないような対応をしていただきたいと思います。そのようにしていただく考えはないでしょうか。要請をしていただく考えはないでしょうか。

町長 先程のご発言の中で、この前予定されておりました避難訓練について自治会とか議会にも知らせていないではないか、知らせる必要があったんではないかということですが、実は、この前の避難訓練はですね、松浦市民が10数人おいでになると、そして川棚町勤労体育センターで除染の訓練を行うと、それには川棚町の職員が10数名協力してもらえば良いですよという内容でございましたので、もちろん私どもも出席の要請があつておりませんでした。どういうものかはちょっと私も興味がありましたので行く予定にはしていましたが、残念ながら延期となったところでもあります。次回、開催される場合には、先程言いましたように関係自治体の自治会長さんにはお知ら

せを事前にしたいと思いますが、特に役割は訓練の中ではないそうでございます。先程、議員からはそういった対策については、県の指示待ちではだめだと、町独自で行いなさいというような発言がありましたが、先程から申し上げておりますように、町の役割ではないと思います。こういった問題は国の責任、あるいは広域的には県の責任で行ってもらっておりまして、現にそういう態勢づくりが進められております。町は、要請があれば、それに協力するという姿勢があれば十分ではないかと、現状では考えております。以上でございます。

1 4 番久保田 町は県からの要請で協力すれば良いというふうにおっしゃいますけれども、協力だけではなくてですね、風向きによってはですね、漁業組合長に聞いたんですけれども、8月の盆を過ぎれば、夜は北風が変わる。それから冬になれば北風が変わっていく。北風になればですね、松浦市の人達はこちらには来ません。私達の方がどこかに逃げないと危ないというふうになります。だからですね、町長の気持ちの中に安全神話にとらわれているところはないかと思うんですけれど、それはありませんか。

町長 お答え致します。協力ではだめだというふうな発言がございましたけれども、現状ではそういう考えでおります。安全神話にとらわれていないかという発言でありましたが、今朝ほどのニュースを見ていると発電所の下に活断層が存在している可能性が高いということから、再稼働は難しいんじゃないかというニュースも流れておりましたので、安全神話にとらわれてはおりません。以上です。

1 4 番久保田 分かりました。以上で終わります。

議長 ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 次に、竹村議員。

2 番 竹 村 選挙公約の施策への反映について質問を致します。

町長は、一昨年の町長選において15項目の公約を掲げておられます。公約

は町の発展、住民福祉の向上に資するものとしてされた住民との約束事であろうと思います。

就任後、2年余りが経過しましたが、公約への取り組みはそれぞれどうなっているか。これまでの2年間で成果を得られたもの、これまでに布石を打ち任期中にも実現をしようとするもの。あるいは手つかずのものもあろうかと思いますが、それぞれの公約について、今どのように考えておられるか、そして実現に向けて残された、これからの2年間でどう取り組むかについてお尋ねを致します。これからの答弁と、この2年間の取り組みの報告や発言などを基に、それぞれの公約について質問していきたいと思います。よろしくお願い致します。

町長 竹村議員の選挙公約の施策への反映についてのご質問にお答え致します。

お尋ねのように、一昨年の町長選挙には15項目の公約を掲げ立候補致しましたが、町長就任後はそれまでの町政を継続しながら、公約の実現に向け努力をしてきたところでございます。

議員もご承知のように、町政の推進につきましては、多岐にわたっておりまして、川棚町総合計画に基づき、それぞれの項目に取り組んできたところでありますが、任期半ばであり着手しているものの、まだ成果が出ていないものもあります。ご質問は成果を得られたもの、これから実現しようとするもの、手つかずのものとは区別して、今後どのように取り組むかとの具体的なお尋ねであります。私は行政運営の評価につきましては、議会の皆様を初め、町民の皆様がご判断いただくと、このように考えております。約1年10ヶ月の任期が残っておりますので、公約の実現に向けて町民の皆様方に、その成果が認められるよう誠心誠意努力して参りたいと、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

2番 竹村 全体的な考え方について答弁をされたと思います。私は個々について質問をしてまいりたいというふうに思います。

まず一つには早急な観光事業の立て直しをとということで公約に掲げられております。これは観光事業収入を増やす為の施策について早急な調査研究を行い、立て直しを図っていくということでありまして、一つにはこういった取り組みをしたかということと合わせ、成果を出すことが目的であろうというふうに思

います。このことについて途中ではありますが、どのような考えをお持ちであるかと。

それと平成22年9月議会一般質問において、この答弁の中で平成8年策定の大崎自然公園再生計画策定書の見直しについて触れられております。これにまず最初に、この見直しについて取り組んでいきたいということを述べられておりますけれども、取り組みの結果は今活かされているのかについてお尋ねを致します。

町長 お答え致します。まずあの、公約の1番に掲げております早急な観光事業の立て直しをとということでのご質問でございますが、これにつきましては就任を致しましたときに、たまたま竹村前町長もそういった観光事業の立て直しについて取り組みをされておったようでございまして、ちょうどあの、長崎県町村会の、いわゆる仲立ちと申しまししょうか、そういった事業の中で大学との連携による調査研究が進められておりまして、本町におきましてもその事業の取り組みを担当の方でしていただいております、その事業に取り組むことで計画をし、実施に移しているところでございます。これにつきましては、就任後2年経過を致しますが、この結果につきましては、この年度末に大学から報告を受けて、そしてその内容を十分審査し、観光協会と協議をしながら、今後具体的に進めていきたいと、こう考えておるところでございます。そういった中で、平成22年の9月議会で10年程前に策定をされまして再生計画についての見直しを図りたい、あるいはその計画について再度検討してみたいと、実現できるものがあるかどうか、こういったことを確かに申し上げておったところでございます。これにつきましても、そういう計画を再度、あれは冊子になっておりましたので、取り出しまして検討をしたことがございます。ただ現状では、今申し上げましたような大学との連携による調査研究を待ちたいということで、それに関連する内容がございましたので、そういった今年度の、おそらく2月か3月にはそういった結果が出ると思っておりますので、そういうことから対応していきたいと、こう考えております。以上でございます。

2 番 竹 村 新聞紙上等でも今町長が答弁をされた、長崎国際大学、県立大学との連携による調査というものが、平成24年度末に策定されるという、そういう報告があるというようなことの記事がございました。それはそれでいいんだろうと思います。せっかくそのような計画をされているわけですから、ぜひ

成果につながるように取り組んでいただければというふうに思います。ただあの、再生計画のことについて平成8年策定のことについてお尋ねをしましたのは、やはり早急な取り組みが必要だという町長のお考えの基に見直しがされたというふうに考えております。今、2年余りが経って、大学との連携の結果が出るまで待つということではなくて、当面できることへの取り組みということも必要でなかったらというふうに思いますが、そのことについてはどのようにお考えですか。

町長 それは当然、そのようなご指摘があると思います。これにつきましても、先程言いましたように、大学との連携による調査研究等々も関連してきますので、そういった観点から先程答弁をしたところでございます。

2 番 竹 村 観光事業につきましては、成果が出ることを期待してこれぐらいにしておきたいというふうに思います。

2番目に行政事務の合理化、効率化ということを上げておられます。これにつきましても平成23年6月議会の行政報告で述べておられますけれども、これにつきましては、平成23年4月1日付けで川棚町役場職員政策研究会会議の設置要綱を設置したということの報告がされております。23年6月7日に第1回目の研究会議を開催したということで、今後は月1回程度のペースで会議が開催されているものと思っておるということでございます。この研究会からどのような考え方や意見、提言が出てくるのか楽しみにしているということの発言がっておりますが、これはまだ途中なのか、ある程度の成果が、研究会議の成果が出されてきておるのか、かなり最初の会議からは時間も経っております。どのようなものであるかについてお尋ねを致します。

町長 お答え致します。今、議員がおっしゃったように行政事務の合理化、効率化を図る一環と致しまして、まず役場の課長会議の活性化を図ろうというようなことと、それから今、竹村議員がおっしゃったように役場内に職員政策研究会議を立ち上げようということで、23年4月1日付けで、この制度を立ち上げたところでございます。これにつきましては、主旨については行政事務の合理化、効率化及び先駆的政策や施策について、職員自らが広く調査研究するために、この会議を設けるということで設置を致しております。これについては、自治大を卒業した職員とか、あるいは一つには職員の研修ということも兼ねまして、当時、新人職員を含めて委員を任命を致しております。そし

てこの研究会議は町長の諮問を受けて調査研究をするもの、あるいは委員自らが取り組むものということで上げておりました、私の方からは最初の会議で観光事業の活性化について取り組むようにということで、当時、観光協会の専務理事の説明を委員全員に受けさせたところでございます。

それから当時、すでに先程話題になりました大学との連携事業も進んでおりましたので、その連携事業がどういうものかについて説明をさせたところであり、まずそういった中で、これは竹村議員も町長在職中は観光協会の会長を兼務されておりました、非常に苦慮されているような発言もありまして、観光協会会長は辞めたいんだというような議会での発言もあったようですが、実は私もそのことにつきましては、基本的には双方契約の規定、これが民法上で問題になりますので、基本的にはやっぱり同じ人間が観光協会長、そして町長であるべきではないだろうというような基本的な考え方を持っておりましたので、これについても現在は関係者に理解をしていただいて、観光協会長については町長以外の人をお願いを致している、私がお願いする立場じゃありませんけれども、観光協会では別の方が選任をされて会長をなさっております。こういったこと等を議論をしていただいております。そして、これにつきましては、そう1年、2年で成果が現れるものではございませんので、今後も引き続き研究をして、いわゆるさせて、職員に研究をさせていきたいと、このように考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

2 番 竹 村 今、答弁の中でですね、私は成果についてお尋ねしようと思ったんですけど、成果はなかなか出ないと先に言われましたので、質問をするのにちょっと困ってしまったんですけどもね。せつかくこういった要綱を制定されて取り組もうということですから、その意義を活かせるようにですね、その役割を十分果たせるように、制定したけれども、こういったものだったかと曖昧にならないような、そういった取り組みを続けていってほしいというふうに思います。

それでは3番目、高齢者に優しいまちづくりということでございますが、これにつきましては行政報告の中で触れられました。本来、私が属する委員会で、このことについては特にどのようなものになるかということ行政の取り組み方を、強い関心を持って注視しておったわけなんですけれども、今日の報告は大変残念な報告でありました。ある面、その難しいということが分かっている

がゆえに仕方がない面もあるという一定の理解は致します。ただ、このことについて住民の期待は大変大きいものがあると思いますので、どうかですね、知恵を絞って住民の期待に応える、そういう取り組みを続けていって欲しいというふうに思います。質問でなく、要望ということになりますけれども、そのようをお願いをしたいというふうに思います。

次は、政治倫理条例の制定ということでお尋ねをしたいと思いますが、これにつきましては就任早々議案も出されまして、また議員の改選後、改めてこれが出されて、すでに制定をされております。ただ一方ですね、制定された条例のうちに、特に二親等規制につきましては、府中市における事件の裁判の最高裁の判決次第では見直しの可能性もあるのではないかとというふうに、私どもの特別委員会でも思っておりまして、そういうような委員会では発言もごさいます。このことについて町長の認識についてお尋ねを致します。

町長 お答えします。当然、条例は上位法である法律に抵触するものは無効となりますので、そういった判例が出て、そういう考え方が主流になりますと、これについては改正せざるを得ないと、こう思っております。

2 番 竹 村 ぜひ、そのことを強く認識しておいていただきたいというふうに思います。

次に、人口減少に歯止めをとということで、本町の魅力を全国的に発信し、Uターン、Iターンを募りますということでございます。

このことにつきましては、平成23年6月議会、あるいは平成23年12月議会で同僚議員の質問の中で触れてあります。その中で、平成23年6月議会の一般質問の中でも、「定住促進事業のことにつきましては、どのように確立できるか、今後調査研究をしてみたいと考えております」と述べておられます。そして、その中で農業をやりたいという方についても述べてありますが、これにつきましては、「農地を提供する、そういった制度を作るべきではないかと考えている」と、そして「実施致しますと遊休農地の解消にもつながる、そういった制度を設けたい」ということで答弁をされておまして、「今担当の方に命じておまして、農地の状況を調査させております」というふうに答弁をされております。23年12月議会においても、この「農地の提供ということは、農業振興という観点からも大事」というふうな答弁でございました。しかし、ここでもですね、「どういった農地の貸し借りができるか調査が必要でござ

ございますので、現在、農業委員会の方にその調査をしていただいているところ
でございます」という答弁がっております。最初の、この現在の答弁から1年
が経過しておりますが、農業委員会の調査結果についてはどうなのか、そして
最初の発言からは1年半が経過しております。定住促進事業の創設については、
現在どのような状況になっているのかについてお尋ね致します。

町長 お答え致します。ここ数年、川棚町も例外ではございませんで、
人口が若干減少をしてきております。ここ5、6年で私の記憶では4、500
人ぐらい減少してきているんじゃないかと思えます。そういったことから、こ
の人口減少に歯止めをかける施策も、行政の大きな課題となってきております。
そういったことから、こういったUターン者を募る事業ができないかと考えて
きたところでございます。そういう中で、今議員がおっしゃったように、農地
を貸すことによって都会の方が、農業をしたいという方が、川棚町においで
いただくことができないかと、そういった発想の基でこれを考えてきたわけでご
ざいますが、ちょうど農業委員会の方で、農地の貸し借りをするために、いわ
ゆる農地流動化のために調査を行おうということとされておりました、要する
に農地があっても、それが農業者が貸しているのか、あるいは自分で耕作をし
たいのか、そういった農業者の気持ちが大変でございますので、その調査をす
るということになっておりましたので、その結果を待っているところでござい
ます。これも具体的には農業委員会の方でされておりますので、最終的な情報
は持ち得ておりませんが、これも全国の例にならって、そういうものが
できないか、今後検討を進めてまいりたいと思えます。以上でございます。

2 番 竹 村 先程言いましたように、最初の発言からは随分時間が経っていま
す。そのことについて少し思いを述べたいと思えますが、やはり議会の一般質
問、あるいは一般質問でなくても、他で議会での発言というものの重みもあろ
うかと思えます。変わらず研究をするんだということでは、何のための私ども
の発言であったかと、それを受けとめた町長の発言であったかということにな
りかねませんので、ぜひ迅速にですね、そういったものの結果を出していつて
ほしいというふうに思いますので、よろしくお願い致します。あの、これは公
約の述べてあったことですからね、選挙を通じては、それこそ2年が経過して
いるわけですので、ぜひ皆さんの期待に応えられるような取り組み方をしてい
っていただきたいというふうに思います。

それでは次に、青少年の健全育成と文化スポーツの振興についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、青少年の健全育成ということがどういうふうな意味合いがあるのか、これは大変難しいんだろうというふうには思いながらもですね、これに取り組んだということを書いておられるものが、具体的にどのようなものがあるのかなと、これからどのように取り組んでいこうとされているのか、先般いただきました実施計画を見ても、これまでと代わったものがどこにあるのかなと、その違いを見出すことができません。町長として、このことについてどのように取り組みを具体的に考えておられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

町長 お答え致します。まず、青少年の健全育成と文化スポーツの振興についてでございますが、これについては基本的には教育長の所管だというふうに認識を致しております。そこで、まず就任当初、教育長に古賀教育長を選任していただきまして、そしてこの分野についての努力をしていただいているところでございます。そしてこの中に、スポーツ施設の充実を図りというのは、実は8番の川棚港埋立地の有効活用をということで、関連して申し上げておりまして、この川棚港の埋立地につきましては、以前、県営事項として埋立後はスポーツレクリエーション施設を県の方で造っていただくということで進めていただいております。これが、政権が代わりまして、民主党に代わりまして、いわゆる事業仕分けを受けまして、港湾事業ではこういった施設は設置できないということで、県の方から町に対して回答があったようでございまして、過去の記録を見ればやむを得ないだろうというふうな判断を町でされておったようでございます。しかし私は、これは県が町民に、あるいは埋立に賛同した漁業者、あるいは臨港道路の建設に用地を提供した、いわゆる地権者等々に、こういった施設を造りますよという約束をしております。いわゆる町民に対しての約束事でございますので、政権が代わったとしても、これはやっぱり県としては当初計画通り進めていただくべきだろうというふうな判断の下で、その後も県としては先程言いましたように事業仕分けでできませんよというような説明が再三ありましたけれども、粘り強く、この件については今でも取り組んでいるところでございます。そういったことを取り組んでおりまして、今議員が先程からおっしゃっているように、成果を出しているところまでには至っていない状況でございます。以上でございます。

2 番 竹 村 青少年の健全育成については、基本的には教育長の所管というよ
うな発言がございました。ただ、私は町長が選挙を通じて公約されたことにつ
いてお尋ねをしているわけですので、所管が向こうだからということで、それ
で答弁になるというふうには受けとめきらんのですけれども、やはり、公約し
た者としての考えがあらうかと思いますが、そういったものを聞かせていただ
ければというふうに思います。

それとですね、選挙を通じては、選挙を通じてというか、その前から後援会
の文書というものもあるようですが、そこではですね、先程スポーツ施設の充
実ということ、DC沖の埋立地のことではなくて、例えば柔剣道場の整備で
あるとか、運動広場のナイター施設の整備であるということも触れておられる。
より具体的に触れてあるのかなというふうに見ておったんですけど、これにつ
いてはどうなんでしょう。

町 長 お答え致します。冒頭言いましたように、公約の実現というのは、
議会なり、あるいは町民の皆様方が最終的判断をしてくださると、このように
思いまして、私自身がああした、こうした、こうできない、ああできないとい
うべき筋合いのものではないと、まず思います。しかし、今質問がありました
のでお答え致しますが、新町の、いわゆるナイター設備、これはあの、テニス
コートでございますが、これは議会の決定をいただいて、すでに完了致してお
ります。それから柔剣道場の整備につきましては、これは当時、そういった要
望がありましたので、さっそく就任後、教育長にその旨説明をし、そしてまず
はそういった要望が強くなるのかどうか、これは財政的な負担もございませ
ぬので調査をさせております。さらに、柔剣道場を改築するとした場合の補助事
業が果たしてあるかどうか、そういった具体的なものを、やはり調査研究しな
いと着手できませんので、そういった状況でございませぬので、まだ実現には至
っていないのが現状でございませぬ。

2 番 竹 村 今のお答えからは、まだ生きているというふうには受けとめたいと
思います、それでよろしいんですね。分かりました。

それでは先程、もうすでに触れられた川棚港埋立地の有効活用ということで
ございませぬが、もうすでに先程触れられましたけれども、これについてもです
ね、これまでの経過から見れば難しいところはたくさんあるんだらうというふ
うに思います。ただあの、このことに対する町民の皆さんの期待は本当に大き

いものがあるんだろうと思うんですよ。特に、今高齢化社会になって、高齢者の方はお元気な方がたくさんおられて、いろいろ運動をされるについても場所が限られるというようなこともあろうと思います。一方で、長年の懸案事項であった子ども達の野球場の、野球をするスペースがないとか、いろんな問題がございます。そういった方達にとって、大変、大きな期待をされている事業であろうというふうに思いますので、引き続きですね、強くこのことの実現に向けて動いていただきたいというふうに思います。よろしくお願いを致します。

次に、商工業の振興ということについてですね、お尋ねをしたいと思いますが、この地元企業の振興ということをお話しておられます。この地元企業の振興ということについては、対象としてはどういったものを考えておられたのか、そしてまた、その振興策はどのようなものがあるのかについてお尋ねを致します。

町長 お答え致します。まずあの、地元企業の振興と空き工場の活用ということで掲げておったわけですが、やはりあの、地元の企業が健全な経営でなければ税収が減少致しますので、そういったことからまず企業誘致の先に地元企業の育成が必要だろうということで、こういった表現を致しております。そして、現在、廠内、俗に言う廠内では、空き工場が目立っております。先般、建物も解体をしていただきまして更地にしていただいております。こういったところを活用して企業誘致を図りたいということで、今それぞれの担当部署で努力をしているところでございます。以上でございます。

2 番 竹 村 今私がお尋ねしたのはですね、地元企業の振興ということについてお尋ねを致しましたので、そのことについて答弁をいただければと思います。

町長 お答え致します。地元企業の振興というのは、例えば、いわゆる企業というものの中には、町内のいわゆる商店、そういったものも含めて判断をしております。そういった既存の企業に対しましては、商工会等々を通じて支援をしていくと、そういう基本的な考え方を述べたところであります。以上でございます。

2 番 竹 村 それと同じところですね、公共施設で使う備品や消耗品は、地元商店で購入しますというようなことを述べておられます。これがあの、実際この2年間でどうだったのか、その実績がどのようなものであるかについてお尋ねを致します。また、これからもこのことについて取り組んでいかれるのか

お尋ね致します。

町長 先程の地元企業の振興ということの中で、これは竹村議員が町長在職中にも支援をされておったと思うんですけれども、企業に対する水道料金の減免、そういったものもあります。それから、ただいまは備品について、あるいは消耗品について町内企業からと、あるいは商店街からということについてのご質問でございますが、これはまず職員全体にそういった通達を就任後出してしております。具体的にと申しますと、例えば、くじゃく荘のテレビを全室アナログから今のテレビに替えております。これについても従来は、よその町外の、いわゆる会社等から見積もりをとったりしてございましたけれども、今回は町内に限定して、そして町内業者から購入を致しておりますし、随時、そういった考えで、できるだけ町内で購入できるものは町内という考え方でおります。そういったものについては、かなり職員にも浸透しておりますし、これについては今後も推進していきたいと、こう考えております。

2 番 竹 村 それぐらいが精一杯なのかなという気がしないでもありませんけれども、こういった公約の受け止め方はそうではないだろうというふうに思うんですね。町や公共施設で使う消耗品や備品と言えば、くじゃく荘のテレビを買ったというふうなことの、その範囲ではなかろうと、もっと広範囲に地元の商店等を利用して購入したと、するんだろうという受け止め方であろうと思いますが、そうではないんですか。

町長 質問の意味がちょっとよく分かりません。

2 番 竹 村 例えば、事務用品等をたくさん行政においても使っておられますけれども、そういった物も地元の商店で扱っているところもあります。そういったものも求められるのかなと、例えばですね。ただ、先程の答弁はそういったものではなかった。一般的には、そういう受け止め方を町民の方はされるのではないかと思いますけれども、そこらへんについてはどうでしょう。

町長 事務用品の話ですか。事務用品は町内に取り扱っている店舗というのは、私の記憶では1社あるんじゃないかと思いますが、それについては活用しているというふうに、私は理解を致しております。

2 番 竹 村 以前と違ったところは何かご存知ですか、実績について。活用されていることについて。

時間が気になってしょうがないんですよ。あと11分しかないんです。あと

6分もすればブザーが鳴るのかなと思いつつ、次に移ってよろしいですか。

議 長 よければ良いですよ。

2 番 竹 村 次に移ります。

農林水産業の振興についてお尋ねを致します。特に、「農水産物ブランド化を高め、栽培漁業を推進します」ということで述べておられます。ブランド化云々につきましては、先程一般質問された議員の答弁で触れられた部分がありますので、もうここでは置きたいというふうに思いますけれども、栽培漁業について、これまでと違った取り組み、特にこれを「栽培漁業を推進します」ということで述べておられますので、このことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、第5次川棚町総合計画の実施計画の中で、「グリーンツーリズムと合わせてブルーツーリズムを推進し、本町の自然資源や産業と連携した体験型観光の振興を図ります」というふうにあります。もちろん町長が主になってこれを作られたわけですのでご存知だろうと思いますが、これは観光と合わせまして漁業振興を図る意味もあるというふうに思うんですけれども、具体的にこれはどのようなものを考えておられるのかについてお尋ねを致します。

町 長 お答え致します。まず、栽培漁業の推進についてのご質問でございますが、議員もご承知のように長崎県栽培漁業推進協議会というのがございまして、これに関係市町は補助金を出して、そして栽培漁業の推進をしてきているところでございます。これについては引き続き助成を致しております、栽培漁業の推進を図っているところでございます。実はあの、ちょうど就任をした頃、ヒラメの陸上養殖ができないかということで、資料を読んだわけでございますが、そういった中で、県の方で陸上養殖の事業がありましたので、これは良い機会と思ひまして、そういった県に対する要望もして参りましたが、これは残念ながら各町で取り組むものではないということで、後で判明致しまして、残念に思つたわけでございますが、そういった栽培漁業についての推進というのは、現在では具体的にはできておりませんが、そういった観点から今後も考えを持って行政にあたっていきたく、このように考えております。

それから一般的に言うグリーンツーリズムあるいはブルーツーリズム、そういったものにつきましては、大崎海水浴場がありまして、あれを何かそういったものに活用できないかということで、考えておりますが、まだ具体的に実現

には至っておりません。ただあの、幸いにして議員もご承知のように観光協会ではノルディックウォーキングですか、あれを最近取り組んでいただいております、大変素晴らしいスポーツだなというふうな認識を持っているところがございます。以上でございます。

2 番 竹 村 これ実施計画は平成24年から26年度の具体的に取り組むべき施策というふうな捉え方をしております。その実施計画に載っているものについての答弁としては、やや物足りなさを感じました。ぜひ、実施計画に載っているということがございますので、具体化できるようにですね、強力に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

後は、はしょらざるを得ないというふうに、まだもう少し残っておるんですけども、6分ということがございますので、石木ダムのことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

これにつきましても、就任前から、また就任後につきましても積極的に取り組むとの発言が町長から度々あっております。ただ一方で、この取り組みについてはどうなのかなと、現実にそのギャップを感じております。今、事業認定手続き中でございますが、これは事業認定手続きそのものが話し合いを進展される手法ということが、長崎県、佐世保市、川棚町の共通の認識であるというふうに考えております。このことについて、もし異論があれば、ぜひ言っていただきたいというふうに思います。特に、川棚町は昭和57年の強制測量の時の混乱、その後、住民間に生じた亀裂は川棚町民にとって大きな不幸であったということは大方の町民の思いであろうと思います。二度と同様の事態を招くことがあってはならない。強制収用に至らず解決することを強く認識することが、川棚町民の共通の認識であろうというふうに思いますが、このことについて町長の認識をお尋ねしたいと思います。

町 長 それは、全くそのとおりでありまして、基本的には反対されている地権者の理解をいただいて、そして進めてもらうということで、そういった立場で、いわゆる県、市に協力するという立場で、現在取り組んでいるところでございます。

2 番 竹 村 前に私が質問を致しました時には、事業認定の結果を待つて対応することは一切申し上げていないと、私がなかなかどういう対応をするかということについて、事業認定手続きの結果を待つということであるかということ

を聞きました。そうではないと、検証作業を県がして、国に事業継続という方向で回答をしていると、県の方がですね、その結果を見て自分は動きたいということの答弁をされました。その後、今年6月11日には、国が事業継続を容認したということでございます。一方で、これについては条件が付けられておりますが、地元の理解を得ることというような条件が付けられておりますが、このことは最も大事なことであろうと思います。前の一般質問の折に答弁された、この事業継続という方向を国が出した、その後の対応についてお尋ねを致したいと思います。

町長 議員が今おっしゃったように、民主党政権の中で再検討が行われてきて、それに私も参加をしたわけでございます。そして検証結果がまとめられて、国の方では事業継続ということで結論が出されております。そういった中で、先程議員がおっしゃったように関係地権者の理解を得るようと、こういった条件、条件といいたいまいしょうか、そういったものが付されております。そこで事業主体の県、佐世保市については、それに対する努力をされているようでございます。副知事、それから佐世保市長、そして川棚町長三者で会議を持つ機会が数回ございまして、そういった話し合いも持っております。そういった事業主体からの要請があれば、当然、三者で協議を致しまして、その意に沿った行動をしていかなければと、このように考えております。以上でございます。

議長 長 竹村議員、答弁が途中で終わりますけれどももされますね。

2 番 竹村 もう終わらしましょう。

町長が当初言われたようにですね、その成果については町民の皆さんが判断されるものと認められるように努力を重ねていきたいというようなことでもございましたので、その成果を見守ってまいりたいと思います。ぜひ、大変であろうと思いますけれども、よろしくお願い致します。終わります。

議長 長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

議長 長 これでは本日の日程は、全部終了しましたので会議を閉じます。

お疲れ様でした。

